

令和2年 第1回

木古内町議会定例会会議録

令和2年 3月 5日 開会

令和2年 3月12日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

## 目 次

	提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和2年3月5日）		
	議事日程	3
	議会運営委員会報告書	5
	議長諸報告	7
	総務・経済常任委員会所管事務調査報告書	9
	開会・開議の宣告	11
日程第 1	会議録署名議員の指名	11
日程第 2	議会運営委員会報告	11
日程第 3	会期の決定	12
日程第 4	議長諸報告	12
日程第 5	総務・経済常任委員会所管事務調査報告	13
日程第 6	行政報告	14
日程第 7	町政執行方針	19
日程第 8	教育行政執行方針	30
日程第 9	一般質問	35
	9番 竹田 努	35
	2番 新井田 昭 男	43
	8番 廣 瀬 雅 一	49
日程第 10	承認第1号 専決処分の承認を求めることについて	52
日程第 11	議案第11号 平成31年度木古内町一般会計補正予算（第11号）	53
日程第 12	議案第12号 平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	53
日程第 13	議案第13号 平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）	53
日程第 14	議案第15号 平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	53
日程第 15	議案第16号 平成31年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	53
日程第 16	議案第17号 平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	53
	延会の宣告	76
	会議録署名議員の署名	77

第2日目（令和2年3月6日）

	議事日程	7 8
	開会・開議の宣告	7 9
日程第 1	会議録署名議員の指名	7 9
日程第 2	行政報告	7 9
日程第 3	議案第 1 4 号 平成31年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）	8 0
日程第 4	議案第 1 9 号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	8 1
日程第 5	議案第 2 2 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係 条例の整理に関する条例制定について	8 2
日程第 6	議案第 2 3 号 民法改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	8 3
日程第 7	議案第 2 4 号 渡島公平委員会規約の一部を変更する協議について	8 5
日程第 8	議案第 1 8 号 木古内町小規模多機能型居宅介護施設の設置及び管理に関する 条例制定について	8 6
日程第 9	議案第 2 0 号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	8 6
日程第 1 0	議案第 2 1 号 木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定につ いて	8 6
日程第 1 1	議案第 1 号 令和2年度木古内町一般会計予算	8 6
日程第 1 2	議案第 2 号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計予算	8 6
日程第 1 3	議案第 3 号 令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算	8 6
日程第 1 4	議案第 4 号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算	8 6
日程第 1 5	議案第 5 号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計予算	8 6
日程第 1 6	議案第 6 号 令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計予算	8 6
日程第 1 7	議案第 7 号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計予算	8 6
日程第 1 8	議案第 8 号 令和2年度木古内町介護サービス事業特別会計予算	8 6
日程第 1 9	議案第 9 号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計予算	8 6
日程第 2 0	議案第 1 0 号 令和2年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算	8 6
	休会の宣告	8 7
	会議録署名議員の署名	8 8

第3日目（令和2年3月12日）

	議事日程	89
	議長諸報告	90
	令和2年度木古内町予算等審査特別委員会報告書	91
	開会・開議の宣告	94
日程第 1	会議録署名議員の指名	94
日程第 2	議長諸報告	94
日程第 3	令和2年度木古内町予算等審査特別委員会報告	94
日程第 4	発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について	96
日程第 5	決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議	96
日程第 6	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	98
	閉会の宣告	98
	会議録署名議員の署名	99



令和2年 3月 5日 (木) 第1号

- 開会日時 令和 2年 3月 5日 (木曜日) 午前10時00分  
○ 延会日時 令和 2年 3月 5日 (木曜日) 午後 4時51分
- 

・出席議員 (9名)

1番	平野武志	6番	新井田昭男	
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧	
4番	吉田裕幸	8番	廣瀬雅一	
5番	安齋彰	9番	竹田努	
		副議長	10番	又地信也
		議長		

---

・欠席議員 (なし)

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
病院事業管理者	小澤正則
総務課長	若山忍
税務課長	加藤隆一
会計管理者	加藤隆一
町民課長	吉田広之
保健福祉課長	羽沢裕一
保健福祉課包括ケア推進室長	武藤一郎
まちづくり新幹線課長	木村春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	大山進
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	平野弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
教育長	野村広章
生涯学習課長	吉田宏
給食センター長	吉田宏
農業委員会事務局長	片桐一路
代表監査委員	柿崎重朋

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田伸一
議事担当主査	堺泰幸

令和2年第1回木古内町議会定例会議事日程

第1号 令和2年3月5日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		総務・経済常任委員会所管事務調査報告
6		行政報告
7		町政執行方針
8		教育行政執行方針
9		一般質問
10	承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて
11	<b>議案 第11号</b>	<b>平成31年度木古内町一般会計補正予算(第11号)</b>
12	<b>議案 第12号</b>	<b>平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)</b>
13	<b>議案 第13号</b>	<b>平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)</b>
14	<b>議案 第15号</b>	<b>平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)</b>
15	<b>議案 第16号</b>	<b>平成31年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)</b>
16	<b>議案 第17号</b>	<b>平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)</b>
17	議案 第14号	平成31年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
18	議案 第19号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
19	議案 第22号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
20	議案 第23号	民法改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
21	議案 第24号	渡島公平委員会規約の一部を変更する協議について



日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
22	議案 第18号	木古内町小規模多機能型居宅介護施設の設置及び管理に関する条例制定について
23	議案 第20号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
24	議案 第21号	木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
25	議案 第1号	令和2年度木古内町一般会計予算
26	議案 第2号	令和2年度木古内町国民健康保険特別会計予算
27	議案 第3号	令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算
28	議案 第4号	令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算
29	議案 第5号	令和2年度木古内町簡易水道事業会計予算
30	議案 第6号	令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計予算
31	議案 第7号	令和2年度木古内町介護保険事業特別会計予算
32	議案 第8号	令和2年度木古内町介護サービス事業特別会計予算
33	議案 第9号	令和2年度木古内町下水道事業特別会計予算
34	議案 第10号	令和2年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算

令和2年第1回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
議案第1号	令和2年度木古内町一般会計予算	2. 3. 6 令和2年度予算等審査特別委員会に付託	2. 3. 12 原案可決
議案第2号	令和2年度木古内町国民健康保険特別会計予算		
議案第3号	令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算		
議案第4号	令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算		
議案第5号	令和2年度木古内町簡易水道事業会計予算		
議案第6号	令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計予算		
議案第7号	令和2年度木古内町介護保険事業特別会計予算		
議案第8号	令和2年度木古内町介護サービス事業特別会計予算		
議案第9号	令和2年度木古内町下水道事業特別会計予算		
議案第10号	令和2年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算		
議案第11号	平成31年度木古内町一般会計補正予算（第11号）	2. 3. 5	原案可決
議案第12号	平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	2. 3. 5	原案可決
議案第13号	平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）	2. 3. 5	原案可決
議案第14号	平成31年度木古内町簡易水道事業会計補正予算（第2号）	2. 3. 6	原案可決

議案第15号	平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	2. 3. 5	原案可決
議案第16号	平成31年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）	2. 3. 5	原案可決
議案第17号	平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	2. 3. 5	原案可決
議案第18号	木古内町小規模多機能型居宅介護施設の設置及び管理に関する条例制定について	2. 3. 6 令和2年度予算等審査特別委員会に付託  31. 3.12 原案可決	
議案第19号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について	2. 3. 6	原案可決
議案第20号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	2. 3. 6 令和2年度予算等審査特別委員会に付託	
議案第21号	木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について	2. 3.12 原案可決	
議案第22号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	2. 3. 6	原案可決
議案第23号	民法改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について	2. 3. 6	原案可決
議案第24号	渡島公平委員会規約の一部を変更する協議について	2. 3. 6	原案可決
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	2. 3. 5	原案承認
発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について	2. 3.12	原案承認
決議案第1号	「民族共生の未来を切り開く」決議（案）	2. 3.12	原案可決
	議会閉会中の正副議長及び議員の出張・派遣承認について	2. 3.12	承認

( 午前10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、令和2年第1回木古内町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は9名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
6番 新井田昭男君、7番 相澤 巧君。以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議会運営委員会報告。  
令和元年12月12日に開かれました、令和元年第4回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、議会運営に関する件について報告を求めます。  
議会運営委員会 委員長 2番 手塚昌宏君。  
○2番(手塚昌宏君) おはようございます。2番 手塚昌宏です。  
令和2年3月5日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会議会運営委員会委員長 手塚昌宏。  
議会運営委員会報告書。  
令和2年第1回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。  
記 1. 会議開催状況。  
会議開催状況につきましては、3月3日と5日に開催し、欠席委員はおりませんでした。  
2. 令和2年第1回木古内町議会定例会における議会運営について。  
(1) 定例会の会期については、3月5日から3月12日までの8日間としたい。  
5日は本会議を開催し、行政報告、町政執行方針並びに教育行政執行方針、一般質問、条例制定、補正予算等の議案審議、令和2年度各会計予算及び関連議案の上程を行う。  
3月7日、8日は休会日とする。(実質6日間)  
(2) 議事日程については、別紙配付のとおりである。  
議事日程番号11から16及び22から34までは一括議題とする。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3)付議案件は、議案24件、承認1件、発議案1件、決議案1件である。

(4)一般質問者は3名であり、通告順により質問者ごとに行うこととし、一項目につき、質問時間のみで20分の時間制で実施するものとする。

3. 令和2年第1回木古内町議会定例会における新型コロナウイルス感染対策について。

(1)議場内、委員会室においては、出席者及び傍聴人はすべてマスクを着用し、発言は全て自席で行うこととする。

(2)議場に入ろうとする者は、入口に備え付けた手指アルコール消毒を行う。

(3)町政執行方針並びに教育行政執行方針については、要約を可とする。

(4)出席者には、飲料水を配付する。以上でございます。

○議長(又地信也君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりましたが、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、報告済みといたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

今、定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日から3月12日までの8日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

よって、今、定例会の会期は本日から3月12日までの8日間と決定をいたしました。

## 議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりであります。

次に、去る1月22日、鈴木慎也君から一身上の都合により、議員を辞職したい旨の申し出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、同日付で議員辞職願を許可いたしましたので、ご報告いたします。

また、去る2月7日、木古内町議会委員会条例第7条の規定により、吉田裕幸君を議会運営委員会委員に指名いたしましたので、これもまたあわせてご報告いたします。

なお同日、議会運営委員会が開催され、委員長に手塚昌宏君、副委員長に吉田裕幸君が互選された旨の報告がありましたので、お知らせいたします。

## 総務・経済常任委員会所管事務調査報告

○議長(又地信也君) 日程第5 総務・経済常任委員会所管事務調査報告。

令和元年12月12日に開かれました、令和元年第4回木古内町議会定例会において調査の申し出がありました、総務・経済常任委員会所管事務調査についての報告を求めます。

総務・経済常任委員会 委員長 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野武志です。

令和2年3月5日 木古内町議会 議長 又地信也様。木古内町議会 総務・経済常任委員会委員長 平野武志。

総務・経済常任委員会所管事務調査報告書。

所管事務調査について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1の会議開催状況につきましては、開催日、出席、欠席委員、説明員については、記載のとおりでございます。

2. 所管事務調査項目につきましては、(1) 保健福祉課で調査内容は、小規模多機能型居宅介護施設整備についてでした。

(2) 町政全般に関する緊急を要する課題について。

3. 調査報告をします。

当委員会として、次のとおり報告いたします。

(1) 定員管理計画について。

職員の定員管理計画の変更に伴い、その計画が示されました。人口減少が進む中での職員増や新たに取る社会人枠の募集は、すでに決定後の報告でありました。今後の財政収支計画に大きく関わることであり、決定前に提案として調査事項にあげるべきである。

(2) 財政収支計画について。

定員管理計画も反映された今後10年間の財政収支計画が示されました。10年後の財政調整基金残高は1,200万円になり、不安が膨らむ計画内容でありました。過去の財政健全化計画時には、町民に対する負担増やサービスの低下、さらには町職員に対する給与の独自削減等も実施しており、このようなことは二度と繰り返すことはできません。示された数字より人口減少がさらに加速すれば、地方交付税や町税も減少することとなり、現在実施されている事業を継続実施することにより、財政破綻することも想定されます。

我が町の最重要課題である人口減少対策等については、限りある財源の中で効果的な事業展開が望まれる。

(1)・(2) につきましては、以前も同類同様の報告をしていることから、常任委員会報告に対し真摯に取り組んでいないと言わざるを得ません。

(3) 第2期木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

この表題の素案が示されましたが、作成が遅れている報告と同時に様々な計画の詳細内容が各担当課と深く協議されていないことから、再調査といたします。以上です。

○議長(又地信也君) 総務・経済常任委員会委員長の報告が終わりましたが、この委員会は全員による委員会でありますので、質疑を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議ないものと認めます。

以上をもちまして、報告済みといたします。

## 行 政 報 告

### ○議長(又地信也君) 日程第6 行政報告。

町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

### ○町長(大森伊佐緒君) おはようございます。

令和2年第1回定例会にお集まりをいただきましてありがとうございます。行政報告が1件ございますので、ご報告を申し上げます。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策について。

3月3日現在における感染症拡大予防の取り組みについて、ご報告をいたします。

(1) では、小学生及び中学生の感染予防策についてでございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、木古内小学校、並びに木古内中学校は、令和2年3月4日まで臨時休校としましたが、2月28日、北海道教育委員会教育長より各学校の臨時休校を、学年末の休業日前日まで延長してほしい旨のさらなる要請を受けました。

これは、子ども達の健康、安全を第一に考え、集団による感染の拡大を防止し、徹底した対策を講じていく必要があることから、学校における対策の充実を図ることを目的とした要請であります。

このため、3月2日、臨時校長会を開催し、木古内小学校、並びに木古内中学校における3月5日から3月24日までの臨時休業を決定し、保護者に連絡するとともに、チャレンジテスト問題集などの学習課題や学習資料、家庭における感染症対策、児童生徒の心のケア、児童生徒の健康観察資料などを保護者に郵送しております。

(2) では、学童クラブ利用者及び保育園児の感染予防対策についてでございます。

学童クラブにつきましては、学校の臨時休業と同様の取り扱いをしておりましたが、3月2日に「新型コロナウイルス感染症防止のための、小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による、子どもの居場所の確保について(依頼)」という、文部科学省、及び厚生労働省の連名による、指導・助言の文書を受理したことにより、同日、再度休業について検討し、次のとおり取り進めることといたしました。

①では、3月4日までの休園については、8日まで延長する。

②では、延長の連絡は電話にて保護者へ連絡し、その際に、3月24日まで延長した場合の影響を調査をする。調査項目は、家庭で子どもの面倒を見ることが可能か、また経済的損失が発生するかについてであります。

③では、今後の政府方針や北海道からの情報を分析し、対応を検討する。また、保護者の調査結果も含めて、本日中に協議を行い方針を決定することとする。

次に、保育園につきましては、学童クラブの方針決定と合わせることにいたします。

現在実施している状況は、④で29日から8日までの休園を通知しています。

⑤では、家庭で子どもの面倒を見ることができない場合に限り、両園とも受け入れをする。

⑥では、他に家庭において、経済的損失が出た場合の支援について、小中学生の家庭につ

いては、子どもの世話をするため、仕事を休む保護者の収入を補償する国の支援策が出ておりますが、学童保育や保育園の保護者に拡大する情報がないことから、当町において休園措置を行う場合、独自の支援策を検討することといたします。

(3) では、木古内町国民健康保険病院における感染予防策についてであります。

国保病院における診療につきましては、次の通り対応しております。

①外来診療について、2月27日より、発熱外来を開設し、来院前に電話による問診を呼びかけております。また、外来予約を停止し、受診希望者は、発熱外来と同様に、あらかじめ電話をいただくよう防災無線で案内しております。

②救急診療については、通常どおり行っております。

③入院病棟については、3月10日まで入院制限をすることとしております。

④2月27日に、陽性反応が出た濃厚接触者の看護師は、その後2度の検査で陰性となっております。また、濃厚接触者は3月10日をもって全職員が解除になる見込みであります。

⑤検体検査については、発熱や咳、喉の痛みなどの呼吸器症状がある患者や濃厚接触者の職員について、保健所と協議のうえ、提出することとしております。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(又地信也君) 町長より行政報告がありました。質疑ございませんか。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 新井田でございます。

いま、コロナウイルスに関する報告がございました。先般、常任委員会の中でいろいろ教育委員会の教育委員長もお見えになった中で、いろんな議論あるいは質問的な部分に対応していただきました。その時も町長も当然おられましたし、その中でちょっとこの文面の中で、当時お話があったいわゆるコロナウイルスにかかった中傷的な見解があるという中で、確かあの席の中では、子ども達にも父兄とおしてそういうことがないように郵送なりそういう周知をするというお話があったんだけど、これに関する文面の中では、これがどうも反映されていないようなちょっと内容かなと思ったんですけれども、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 委員会の中で出た課題としては、濃厚接触者等の家族の子ども達だとかが例えばいじめとか、それから誹謗中傷とかそういうようなことにならないようにというような心のケアをしていかなきゃいけないというようなことでございました。資料の中には、そのような人権をやはり大事にして、子ども達の生徒指導上の問題について、問いかけるような資料も中に入れているところでございます。この中で、様々な問題集だとか、それからいろいろ学習資料、そのほかに家庭で指導していただく内容のものも中に入れて、郵送しているところがございます。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。



6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** いま、教育長からご説明いただきました。改めて確認申し上げたいと思います。この文面の「児童生徒への心のケア」という項目がありますけれども、これに係わる部分の中で、周知をしているっていうことでよろしいのでしょうか。そういう考えでわかりました。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** 学童クラブの件で確認したいと思います。

8日までは、休園になっていますけれども、3月24日まで延長した場合の調査をするっていうことで、これは5日ですから、今日中に協議をして、どうするか決定をするっていうふうに記載になっていますけれども。ということは、調査についてはもうきのうの段階で終わっているっていうふうに思っているんですね。ですから、それをこれからきょうは議会開会中ですから、どの場面でこの方針、調査結果を交渉するのかっていう部分の確認、ちょっと。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 議員お尋ねのように、調査につきましては、終了いたしました。

きょうは、議会本会議の当日でございますので、議会終了後に直ちに協議に入る予定としております。特に、全戸に周知するほどはいたしません、関係する保護者につきまして、周知をしてみたいと思っております。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

7番 相澤 巧君。

**○7番(相澤 巧君)** 子ども達のこれからもう休みに入るということになるようではありますが、まだ単位等残っている分とか、それから通知表の件、学年末ですので通知表の件あると思うんですが、それはどのようになるのか。それで、また教員のかたに関しては、ずっと出てくるのかどうか、その辺も含めてあれば教えていただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 答弁求めます。

教育長。

**○教育長(野村広章君)** ただいまのご質問でございますが、いま休業中でございますから、これから1か月近く学習の進捗というような部分が非常に気になるところでございます。この修学についての授業数の確保というのは、いま見込まれることできないものですから、文科省の通知によりますと、家庭での学習等で保持していただくというようなことで、通知があります。

それから、私も心配なのは次の学年に進む時に、やはりステップになる学習ができないというようなこと。この補修をしていかなきゃいけないというようなことでございますけれども、これは例えばこれからの春休みとか、それから言ってみれば夏休みとか、それから通常的时间数を増加するとか、そういうような形の中で進んでいくのではないのかなというふうに思っているところでございます。

それから、教職員でございますが、教職員につきましては、これから授業を再開するというようなことの準備もありますし、それから24日の3学期修了式までいろいろ点検とか、それから指導教材の準備とかそのようなこともあろうかと思っております。そのまま出勤するというようなことでございます。

通知表につきましては、3学期の期末テストはできません。したいがまま、いままでの授業の中での評価を総合的に判断して、評価するというようなことになっております。

**○議長(又地信也君)** ほかに。

1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 平野です。

木古内町のみならず、これ全国規模で様々な予防策をやっております、子ども達に対しては本当に様々な心配材料があるという実態でございます。そんな中、特にいま相澤議員と同様で、やはり勉強の遅れが心配するところで、ここには「問題集や学習課題、資料をすでに郵送してある」と記載しておりますけれども、このあとの郵送した時はまだ3月4日か6日ぐらいまでの予定の分しか送られてなかったと思うんです。うちも中一の子もいるものですから、郵送されてきたの見たんですけども、限られた枚数なんですね。たった1日か2日かで終わる程度、それで十分なわけではないと思うんですけども、このあと先生達も大変忙しい中でしょうけれども、やはり長期の休みに入るってということで、子ども達の学習をしっかり取り組めるような資料の追加配付というのを行政として学校側としっかり協議していただきたい。現状、いただいているのか、報告もいただきたいと思います。

それと、児童生徒については、休校という処置をとっておりますけれども、やはり今回のコロナウイルスで、致死率はパーセンテージとしてはさほどでもないという専門家もいますけれども、やはり亡くなるかたの比率が多いのは高齢者という観点から、はたして高齢者の方々への予防策はどこまでどう考えているのかっていうのが今回の行政報告では載ってなかったものですから。例えば、町内の特養施設であったり、あるいはデイサービス・デイケア、民間も含めて、その辺を学校を休校にするのであればそういうところも閉鎖しなきゃいけないのかっていう声も町民がある中、行政としてはどのように考えて、これから対応していこうとしているのかをお聞かせいただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** 平野議員の1点目のお尋ねにお答えします。

長期化する臨時休業に対する学習の保証というようなことだと思います。臨時校長会、何回も開いております。したがって、一週間に1回の間隔だとか、どのくらいの間隔で、子ども達に課題を提供したらいいのかというような検討をしているところでございます。したいがまま、これからも定期的に郵送で、この宿題・課題を提供していきたいというふうに思っております。

**○議長(又地信也君)** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長(羽沢裕一君)** デイサービスについて、お答えします。

デイサービスにつきましては、朝迎えに行った際に体調管理、検温等をしまして、問題がなければサービス利用はそのまま現状はさせている状況にあります。現状は、通常の利用者よりもきょうはちょっと行きませんということで、少ない状況ですけれども、利用者にあくまでも任せているのが多いという状況にあります。以上です。

**○議長(又地信也君)** 特別養護老人ホームいさりび事務長。

**○特別養護老人ホームいさりび事務長(東 誠君)** いさりびのコロナウイルス感染対策ということで、説明させていただきます。

まず、面会のほうです。面会につきましては、当分の間、中止ということで、きのうも感

染期間については、検討させていただきまして、3月15日までということで、いま決めさせていただいています。また、来週、都度検討しまして、期間については設定していきたいというふうに思っております。ですので、当面の間ということで、面会は中止させていただいております。

施設利用のショートステイ、また通所リハの利用者につきましては、利用制限ということで、とりあえずは施設側とすれば利用を控えていただきたいというふうなことでお伝えさせていただいております。ただ、家庭の事情だとか等含めて、どうしても利用しなきゃいけないかたもいますので、そういうかたについては利用をしていただいて、施設の利用の際には体温管理だとかいうのを徹底しながら、利用をしていただいているような状況でございます。

また、理美容やボランティアの方々については、当面中止というふうなことで、対応させていただいております。

また、全職員につきましても、体温管理、または消毒、マスクの着用ということで、感染対策のほうを実施しております。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに。再質問。

1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 町が運営している施設については、その説明とおりでと思うんですけども、例えば民間で運営されているデイサービス・デイケア、あるいは社会福祉協議会に委託している独居老人の訪問サービスも含めて、訪問サービスを受けていない方々の高齢者にもどこまでケアをしているのか。していなければしていないでいいんですけども、やはりそこまで目配り、気配りが必要だと思いますので、その辺の現状をお聞かせいただきたい。

**○議長(又地信也君)** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長(羽沢裕一君)** 先ほど私が申し上げましたデイサービスにつきましては、民間の現在、杉の木ケアサービスが行っているデイサービスということで、お答えしました。

町が行っているものではありません。

それと、社会福祉協議会が行っております声かけ訪問につきましては、これまで同様週一なり月一ということで、これまでと変わらない訪問で、安否確認のほうを行っております。

さらに、杉の木グループホームを運営しておりますが、グループホームにつきましては、外部からの面会を全て禁止という措置をとっております。

また、それ以外につきましては、人と接することがリスクを高めるということで、特段ほかの独居の高齢者等に対しては、町として何もしていないというのが現状でございます。以上です。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

5番 安齋 彰君。

**○5番(安齋 彰君)** 5番 安齋でございます。

国保病院における感染予防策についてなんですけれども、これ全国的なものなので、大変な数が必要ということで、マスクが不足しているという現状ではございますが、いろんな周知の仕方がありまして、テレビでも報道、新聞、また町ではチラシを配布して、予防なりそれから病院のかかり方ということで、周知はしているところではあります。それでもまだなかなか理解されていないかたが直接病院のほうに来てしまうという現状があるようでございます。その場合に、一番最初に感染の危険にさらされるのが職員ということで、マスクな

り消毒なり、そういったものの必要数が足りなくなっているという話を聞いているんですけども、いまの現状はどうなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長(又地信也君) 病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(平野弘輝君) 質問にお答えいたします。

マスクにつきましては、きのうの段階で50枚入りのものが95箱です。4,750枚ありますので、ひと月分くらいの在庫しかないというような状況で、先日、保健所の職員が来ましたので、北海道からの配付などできないかということで確認したんですけども、北海道のほうでもそんなに持っていないと。今回、国のほうでもマスクを用意して自治体に配るということでしたが、基本的には感染症病床のある病院を最優先するということと、クラスター集団で感染しているところということで、当院には現状のところ来ないという中で、このマスクをいかに長く使うかということで、現在、基本的にマスクについては、国立感染研究所から出されているとおり、菌を排菌しないという目的のために使うというものですので、まずは病棟なり外来で優先的に使ってもらおうと。事務職員などにつきましては、2mの範囲内であればマスクの必要性というのもそんなにないのではないかと考えておりますので、そういうような使い分けをする中で、やっていきたいというふうに考えております。

あと、消毒液のほうにつきましては、当面は在庫からいきますと不足することはないということで確認しておりますし、納入業者のほうにつきましても、こちらについては容器が足りないような状況になっているということで確認しておりますので、いままでのようにスムーズな納入はできませんけれども、当面はそこが少なくなることはないような対応はできるということで確認をしているところでございます。

○議長(又地信也君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

## 町 政 執 行 方 針

○議長(又地信也君) 日程第7 町政執行方針。

令和2年度町政執行方針についての説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) それでは、令和2年度町政執行方針について、申し上げます。

はじめに、令和2年度第1回木古内町議会定例会の開会にあたり、元号改元後の最初となる町政執行方針について申し述べます。

当町のまちづくりの柱であります、第6次木古内町振興計画は7年目を迎え、「ともに語り、ともに行動するまちづくり」を基本理念に、行政と住民が協働し、「住みたい、住み続けたいまち木古内」を目指して、業務を執り進めております。

私は、これまで「町民一人ひとりが主役のまちづくり」を進めてまいりました。

今後も、町民の皆様の信頼のもとに、少子高齢化、人口減少問題、一次、二次産業の活性化、地域医療確保、北海道新幹線を核とした観光推進、教育・体育環境改善、防災・防犯な

どの各種対策、住民サービスの向上などを、振興計画に基づき推進してまいります。

町議会員の皆様、町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

2番の国と地方を取り巻く情勢、3番の町政に臨む基本姿勢、ともに朗読を省略いたします。

それでは、第6次木古内町振興計画の施策の大綱に沿って、令和2年度の町政執行方針について申し述べます。

## 第1章 福祉・医療・保健。

### 「高齢者福祉」

当町は、人口の約半数が65歳以上の高齢者であり、高齢者のかたがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めていく必要があります。

高齢者の閉じこもり防止や介護予防のため、生きがい教室や健康マージャン教室などの介護予防事業や、高齢者等入浴無料券交付事業を引き続き実施してまいります。

### 「介護福祉」

介護を必要とする高齢者のかたやその家族が安心して利用できる介護福祉の実現を目指すため、介護保険事業計画に基づき、介護サービス事業を運営いたします。

本年は、令和3年度からスタートする第8期計画の策定作業を進めてまいります。

特に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援を包括的に確保する地域包括ケアシステムについては、関係機関との連携を密にして推進を図ってまいります。

また、令和3年4月に開設予定の小規模多機能型居宅介護施設については、本年中に施設整備を行うこととしており、運営開始に向けた準備をしっかりと進めてまいります。

### 「地域福祉」

超高齢社会を迎え、核家族化が進行する中で、援助や支援を必要とする高齢者や障がい者を周辺住民で支えていくことが求められており、地域福祉活動の中心組織である社会福祉協議会への職員派遣や、町内会連合協議会の事務局を担い支援してまいります。

また、地域見守り協定により、民間事業者と連携して安心・安全に暮らし続けることができる地域づくりを推進してまいります。

### 「家庭・児童福祉」

子育て世代が安心して生み育てられる社会・生活環境整備の一環として、学童保育事業を実施しております。

乳幼児等医療費の無料化については、昨年8月、高校生まで拡大しました。また、保育料については、従来の独自軽減を継続し、昨年10月から3歳以上児と3歳未満児の住民税非課税世帯の保育料を無償化しています。ひとり親家庭等の医療費の無料化、育児教室の運営、学校給食費の無料化を継続してまいります。

### 「障がい者福祉」

障がいのあるかたへの福祉サービスは、健康管理センターにおいて相談業務等を実施し、

福祉サービスの利用を調整してまいります。

また、重度心身障害者医療費の無料化を継続します。

地域活動支援センターの運営については、社会福祉協議会やボランティア等の協力の下、障がい者の活動を支援してまいります。

#### 「保健・疾病予防」

木古内町国民健康保険病院をはじめとする各医療機関と連携し、健診等を含め医師の指導による健康不安の解消、疾病の早期発見・早期治療を基本に、重症化予防対策を継続してまいります。

保健師や栄養士が中心となり、町民一人ひとりの健康の維持増進対策を推進してまいります。

母子保健事業については、各種予防接種や健診、育児相談、育児教室に取り組んでまいります。

子育て困難家庭や虐待のおそれのある親子を早期に発見し、適切な支援を行うため、木古内保育園及び永盛保育園との連携強化を図ってまいります。

また、令和2年10月から定期接種化となるロタウイルスワクチンの適正接種や、インフルエンザの予防接種は、高校生までの無料化及び高齢者に対する町内医療機関での接種助成を継続してまいります。

成人保健事業については、疾病の早期発見・早期治療・重篤化防止のため、がん検診の無料化を継続してまいります。

受診率の向上に向けては、各地域での健康相談、健康教室での受診勧奨を行い、健康づくり推進委員と連携し取り組んでまいります。

国民健康保険事業については、12月末現在で993名が加入しており、年間約60名が減少しております。一人あたりの医療費は横ばい傾向にありますので、医療費の適正化に向けて、特定健診や各種がん検診などの事業を推進し、健康増進に取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度については、12月末現在で1,115名が加入しており、近年は横ばい状態となっております。

一人あたりの医療費は年間100万円に近い状況で、年々増加が続いており、この医療費の12分の1が町の負担となりますので、各種の健康づくり活動や健診の受診勧奨などを行い、安定的な事業の運営に努めてまいります。

#### 「地域医療」

一般病床数99床の国民健康保険病院と無床の内科系診療機関が、地域住民の医療を担っております。

高齢化率が高い当町においては、国民健康保険病院の果たす役割が、これまで以上に高くなっております。

今後も、24時間365日の救急対応の継続と、かかりつけ医として「いつでも、誰もが、安心して」受診できる病院として、町内の医院や函館市内の中核病院と連携を強化し、住民ニーズに対応した医療の提供に努めていきます。

病院事業に関する執行方針でございます。

昨年9月、厚生労働省は全国424病院の公立・公的病院に対し、「再編・統合」を検討する

必要があると公表しました。

北海道においても54病院が対象となり、国民健康保険病院も本年9月まで結論を出すことが求められました。

令和7年の地域医療構想の実現に向けて、病床の削減や機能分化が進んでいないことが要因であり、北海道の地域性を全く考慮していないなど、多くの課題がある中での公表でありました。

国保病院では平成27年度に「新病院改革プラン」を策定し、平成28年度に黒字転換となり、その後は安定した経営状況を継続しております。しかし、ここ数年の病床稼働率は50%前後であり、加えて医師をはじめ、看護師など医療従事者の確保も厳しい状況にあります。

国保病院としては、本年度中に「新病院改革プラン」の改定に取り組み、安定した経営で地域医療を継続して担っていく体制の構築に努めてまいります。

医療と介護の連携については、高齢者が増加する中で「入院・入所定員」枠を縮小し、かつ期間の圧縮を図る方向となってきています。これまで、入院・入所したであろう高齢者たちが在宅での生活を継続することになるとみられます。

在宅医療介護連携室を設置し、診療圏域である木古内町、知内町、福島町からの受託事業として、平成30年5月に3町在宅医療介護連携協議会を発足させ、在宅医療と在宅介護の提供体制の構築や、情報の共有支援等に取り組んできました。

本年は、この成果として施設や病院から退院等を円滑に行うため、情報を一元管理し、関係者間で常に活用するシステムの運用を開始いたします。

「働き方改革」については、昨年4月より医師を除く全職員に適用され、労働時間の厳重な管理がはじまりました。

当院における課題は、当直体制と救急対応をどう維持するかにあります。

現在、土日・休日の多くは派遣医で代替されておりますが、この医師にも派遣元の事情に変化が予測されるばかりでなく、勤務にあたっては勤務時間に制限が適用されれば2日目以降の連続勤務は不可能になり、複数の医師が必要になります。

また、これを常勤医で補おうとすると、勤務間インターバルと休息設定により、通常の外来診療時間や入院患者の管理に影響が及ぶこととなり、医療供給システムの信頼失墜を招くことが何より危惧されます。

こうした医療の隘路に考慮して国は、医療のかかり方促進事業として、昨年10月に「いのちをまもり、医療を守る国民プロジェクト推進事業」を創設いたしました。

そして、次に掲げる「五つの方策」の実施を提案し、来年度以降も継続的にコミットし、進捗をチェックするとともに、毎年11月を「みんなで医療を考える月間」に指定いたしました。

①患者・家族の不安を解消する取り組みを最優先で実施すること。②医療の現場が危機である現状を国民に広く共有すること。③緊急時の相談電話やサイトを導入・周知・活用すること。④信頼できる医療情報を見やすくまとめて提供すること。⑤チーム医療を徹底し、患者・家族の相談体制を確立すること。

病院事業においても、このプロジェクトにあわせて、今年度も地域住民ふれあい事業や病院まつりを開催いたします。

特養事業については、安定的な介護サービスを提供するため、利用者並びに介護職員の確

保に努めます。

また、昨年に引き続き、介護職員確保対策を実施するほか、フィリピンからの介護福祉士候補者を受け入れし、将来資格を取得して勤務できるよう育てていく事業を展開してまいります。

今後も、経営の安定化を図ってまいります。

なお、病院事業における今年度の目標は、次の基本方針で進めてまいります。

目標。

「病院事業を継続・発展が可能な組織にする」。

基本方針。

1. 医療と介護の連携強化により、高齢者在宅生活の質向上を図る。
2. 「働き方改革」による業務の効率化を推進するため、住民の協力を得る。

次に第2章 教育・文化でございます。

教育・文化については、「教育行政執行方針」に記載しております。

なお、第7次木古内町教育総合推進中期計画を基盤として、教育行政の推進に取り組んでまいります。

産業・観光。

「農業」

国の「産業政策」と、「地域政策」を両輪として取り組むとの方針の下、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、令和元年には、農業を足腰の強い産業とするための生産基盤強化を進める新たな政策の展開を追加し、改定しております。

さらに、TPP11や日EU・EPAが発効され、「総合的なTPP等関連対策要綱」に基づき、競争力強化や農政新時代を展望した政策を展開することとしております。

水稻・畜産・施設野菜など当町の振興作物の生産を中心とした経営を永続的に維持するため、関係機関と連携し、高付加価値化・品質向上やさらなるブランド化に取り組み、価格競争に耐えられる経営基盤を築くよう支援してまいります。

良質米の安定生産に向けた道営土地改良事業の実施や、多面的機能支払交付金制度について、継続してまいります。

酪農、畜産では、褐毛和種優良繁殖雌牛導入事業や酪農ヘルパー利用支援事業を継続してまいります。

施設野菜では、ほうれん草の省力化に向けた、ほうれん草共選施設での包装機などに対し支援をしてまいります。

担い手・後継者対策として、町独自の施策である第一次産業後継者支援事業を継続してまいります。

農業基礎情報整備のため、農地情報公開システムの整備を行ってまいります。

シカなどによる農作物被害やクマの人的・物的被害を防止するため、電気牧柵の設置や猟友会への出動要請などに対応してまいります。

「林業」

平成31年4月、「森林経営管理法」が施行され、同時期に「森林環境譲与税」がスタートし



ております。

このような中、木材価格の低迷により、林業活動の低迷が懸念されることから、森林施業を安定的に実施することを目的に、国の補助額の確保を要望するとともに、森林環境譲与税を活用し、町独自の木古内町私有林等整備事業や森林整備対策事業補助金を継続してまいります。

町有林の施業管理は、年間30から40 h a を目安に間伐事業を進めております。今後10年余りで主伐期を迎えるスギが約450 h a あることから、適期適伐とともに、皆伐事業にも取り組んでまいります。

当町の民有林の人工林面積における77%を道南スギが占めていることから、「木古内町地域材利用推進方針」に基づき、地材地消を推進してまいります。

今後も、木材生産機能と公益的機能を維持するため、木古内町森林整備計画や森林経営計画等に基づいた適切な森林整備を推進してまいります。

#### 「水産業」

ホタテのへい死が大きな問題となっております。引き続き、関係機関と連携し原因究明に努める、豊かな水産資源の維持に向けて取り組んでまいります。

アワビやウニの種苗放流については、引き続き継続するとともに、人工魚礁の整備に関する要望を行い、水産資源の回復を図ってまいります。

また、密漁防止対策を進め、水産資源の確保に努めてまいります。

一方で、良質な海藻類の生産性向上と安定供給につなげ、養殖漁業の推進を図ってまいります。

漁業者の担い手対策については、組合員の平均年齢が69歳を超え、高齢化を理由に毎年、廃業する漁業者が多く、喫緊の課題であることから、一次産業後継者支援事業を継続実施します。

また、漁業に興味のある人材を受け入れる体制の構築を関係機関や漁業者と協議してまいります。

#### 「商業」「工業」

地域経済活性化のために、当町が予算化する工事や事業は地元企業を優先した発注に努めてまいります。

当町の知名度向上のため、はこだて和牛ブランド化推進事業や首都圏などで行われる物産展に積極的に参加してまいります。

中小企業・小規模企業支援のため、設備投資や経営の維持などに対する補助金の交付や、融資にかかる信用保証料や利子補給金の補助事業を継続してまいります。

#### 「観光」「広域観光」

交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、町内イベントや体験観光事業などの魅力向上を進め、町内観光周遊ルートづくりや、「木古内みそぎまち歩き」など、引き続き、まちなかの回遊性を高める事業に取り組んでまいります。

町内観光の中核を担う観光協会については、若い世代の参画を積極的に受け入れ、豊かな発想力のもと、収益事業の展開を図るなど、事業の拡大に向け、連携を進めてまいります。

観光スポットについては、札苅村上芝桜園への来園に対する支援や、各地域ごとの見どころなどを紹介していく新たな観光エリアづくりを進めてまいります。

インバウンド対策としては、寒中みそぎフェスティバルで実施したモニターツアーが大変好評であったことから、本格的なツアーの受け入れに取り組みます。

まずは、ツアーを受け入れることで外国人旅行者に喜んでいただけるコンテンツづくりを進めてまいります。

観光施策を計画的に実行するため、「木古内町観光振興計画推進協議会」において、事業の進捗管理や評価等を行ってまいります。

また、広域観光の活性化を図るため、当町を含む道南西部エリアにおける観光の魅力を広くPRしてまいります。

あわせて、渡島西部・檜山南部9町及び交通事業者で構成する「新幹線木古内駅活用推進協議会」で二次交通を活用した周遊促進事業や、キャッシュレス導入等インバウンドの受け入れ体制整備などを進め、滞在型・体験型観光メニューを総合的に展開することによって、旅行会社への積極的な販売促進を図ってまいります。

道の駅「みそぎの郷きこない」については、安定的な運営に向けた支援や、観光・物産振興の取り組みを効果的に展開するほか、広域観光の拠点施設として観光客などの満足度をより高める取り組みを進めることで、より多くのかたに利用いただける施設となるよう努めてまいります。

また、「木古内町観光大使」の奥田政行シェフについては、大使就任から5周年となる本年も両市町の橋渡し役としてご活躍いただくとともに、「食」の魅力を高めるための助言などを行っていただき、地域観光の魅力の向上につなげてまいります。

#### 「雇用」

無料職業紹介事業を実施しており、今後も積極的に進めてまいります。

事業者の経営安定や雇用の確保を目的に、金融機関と連携のうえ、設備投資や運転資金等の貸付事業を継続してまいります。

渡島西部通年雇用促進協議会の共同運営により、雇用の創出と安定化に努めてまいります。

今後、高規格幹線道路函館・江差自動車道木古内インターチェンジが供用開始となることにより、木古内町の交通拠点としての位置づけは、より重要なものとなります。

交通の利便性・優位性を広くPRし、企業誘致を推進するとともに、町内における投資並びに常用雇用者の雇用拡大に対する助成を行ってまいります。

### 第4章 生活環境・交通。

#### 「土地利用」

当町は、一般国道228号と並行して海岸沿いに集落を形成する東部地区、JR木古内駅を中心に市街地が集積された中部地区、木古内川、中野川などの河川が流域に広がる農業地帯の西部地区に大別されます。

東部地区では、漁業関係者が沿岸漁業に従事しやすいよう漁港背後地の整備が進められております。

中部地区では、ゆったりとした歩道と景観統一を実現しています。

西部地区では、農地の集約化と効率的利用に努めてまいります。

町面積の89.5%を占める森林地域については、森林環境譲与税などを活用し、木材生産機能と山地災害の防止や水源涵養、地球温暖化防止効果などの公益的機能を有した森づくりを

進めてまいります。

#### 「住環境」

町営住宅の整備では、「港団地」が竣工し、道営住宅では「であえーる駅前団地」の2期工事が着工されます。自然と調和し、安心・快適な生活を支える公営住宅づくりをしていき、公共の建物においては、個別施設計画を基本に維持管理に努めてまいります。

#### 「移住定住、人口減少問題対策」

人口減少問題対策については、第2期総合戦略をもとに、対応してまいります。

移住定住対策については、ちょっと暮らし住宅事業を引き続き取り組むとともに、空き家リフォーム助成事業、空き家バンク事業を広く周知することで、移住人口の増加と空き家件数の減少を目指してまいります。また、交通の要衝という地理的利便性や生活環境等の情報について、セミナーやフェアへの参画及びホームページ等での情報発信を通じ、移住・定住対策に取り組んでまいります。

#### 「公共交通網」

道南いさりび鉄道は、通勤・通学・通院等の地域の公共交通機関としての役割を果たす一方で、沿線沿いの観光スポットへの立ち寄りができるよう、駅舎内へのサインや貸し自転車などの整備を継続してまいります。

また、3割程度アップした運賃について、引き続き上昇分の助成を行うことといたします。

去年は、「運転無事故表彰」を受賞しており、引き続き安全運行体制を構築し、事故のない運営を目指してまいります。

路線バス「江差木古内線」は、函館バスに運行を委託しており、鉄道輸送時よりも乗降客が増加しております。

今後も、利用者の安全性や利便性に配慮するとともに、路線バスの交通の充実を図るため、バス事業者に対する支援を継続してまいります。

「函館バス松前線」につきましては、平成31年度に引き続き車両更新に対する助成を行い、地域の足として守ってまいります。

#### 「道路」

「中央通・駅前交差点から函館側バイパス間」は、昨年、事業認可が決定され、ことしから事業着手されます。早期完成を強く要望し、あわせて現在、鶴岡・大川地区において整備を進めている「道道江差木古内線」の線形改良等についても、早期完成に向けた要望を継続してまいります。

高規格幹線道路「函館・江差自動車道」については、木古内インターチェンジの令和3年度末の供用開始に向け、引き続き早期完成を要望してまいります。

また、「町道」については、橋梁長寿命化計画を基本に補修工事を順次行います。道路管理については、安全パトロールを適切に実施します。除排雪に関しては、引き続き細やかな除雪体制を構築し、冬期間の安全確保に努めてまいります。

#### 「上・下水道」

上水道事業については、給水収益が減少し、その一方で更新経費の増加が見込まれます。

簡易水道事業に変更したことで、国庫補助事業の利活用が可能となっており、適切な維持管理に努めてまいります。

下水道事業については、港町及び新道地区の汚水管渠新設工事を進め、街路事業と並行し

中央通にかかる雨水管渠の設計を行います。クリーンセンターにおいては供用開始から15年を経過したことにより、引き続き下水道施設の長寿命化計画の策定を行います。

#### 「環境衛生」

住民生活で排出される廃棄物については、可燃ごみは「渡島廃棄物処理広域連合」、資源ごみや不燃ごみ、し尿については「渡島西部広域事務組合」で処理を行っており、昨年度からは、地域の環境衛生向上のため下水道区域外において、合併処理浄化槽設置者への助成を行っております。

産業廃棄物については、排出者の責任で処理することを徹底し、不法投棄については、引き続き監視体制を強化してまいります。

#### 「環境美化」

花いっぱい運動を推進し、住民や旅行者がさわやかさや安らぎを感じることができる環境づくりを継続してまいります。

薬師山の芝桜については、苗の入れ替えを行いながら維持管理に努め、あらゆる手法を試しながら、満開を目指す取り組みを行っております。

また、ごみの不法投棄やポイ捨て防止のための看板の効果的な設置を進めるとともに、団体や地域の清掃活動を支援してまいります。

町内に散見する空き家によっては、「空き家等除却補助金」の利用によって解体・除却が進み、一定の効果が得られているため、引き続き実施してまいります。一方で、未だ放置されている危険家屋の状態の把握に努め、所有者等への適正な管理を要請し、解体補助金の活用について促進してまいります。

火葬場については、施設や周辺環境の適切な維持管理に引き続き努めてまいります。

#### 「国土保全」

二級河川の木古内川の改修工事は、継続的に実施されております。近年、全国的に河川災害が発生しており、引き続き木古内川の河口閉塞による土砂堆積を防ぐ対策として河道確保のため、土砂撤去を早急に行うよう、要望してまいります。

普通河川については、引き続き定期的なパトロールを行い、河川阻害が懸念される箇所の特定、不要な立木処理を行い流路の確保を進めてまいります。

津軽海峡に面する当町は、海岸線の総延長が約15kmで、高波により越波して人家に被害を及ぼす危険性のある箇所については、国や北海道にその対策を引き続き要望してまいります。

#### 「消防と救急」

消防については、渡島西部広域事務組合に加盟しており、災害時や大規模火災には相互応援体制をとることとしております。

消防署の消防力の充実のため、本年は、大型水槽車更新整備を行うこととしております。

また、消防団の組織強化に向けた団員の増員に取り組んでまいります。

近年は、救急・救命活動の機会が増加しており、一人でも多くの人命を救助するため、道南ドクターヘリの運航が開始され、これまで80名のかたが搬送されております。

また、救急救命士の配置と資機材の整備を進め、住民の生命に関わる救急体制の充実を図ってまいります。

#### 「防災」

近年、自然災害の増加から住民の防災意識や関心も高まっております。災害発生の際は、今後も早めの避難を呼びかけてまいります。

防災訓練については、防災意識の向上を図るため、町内会と連携し実施してまいるとともに、引き続き防災備蓄品の整備を進めてまいります。

また、デジタル化に伴う防災行政無線の更新を本年から進めてまいります。

さらに、近所の「共助の力」を発揮するため、自主防災組織の結成を支援してまいります。

#### 「交通安全・防犯」

木古内町交通安全条例に基づき、交通安全の総合的かつ計画的な推進を行ってきました。

町民が一丸となった運動により「交通死亡事故ゼロ」の記録は、本年1月に2,400日を超え、現在も記録を更新しており、さらに運動を継続してまいります。

幼児から高齢者まで、それぞれの対象に応じた交通安全教育を推進いたします。

防犯意識の向上と防犯体制強化に努め、安全安心まちづくり住民大会を開催し、犯罪のないまちづくりを目指してまいります。

夜間における歩行者等の安全を確保するため、防犯灯のLED化事業を引き続き推奨してまいります。

#### 「消費生活」

特殊詐欺に関しては、すみやかに情報収集を進め、木古内警察署や町内金融機関と連携を図り、防災行政無線などを活用し、迅速な情報提供を行ってまいります。

## 第5章 行財政・住民参加。

### 「行政運営」

人事評価制度の効果的な活用や各種研修による能力開発、国が進める働き方改革などを推進し、時代の変化に対応した組織づくりを目指してまいります。

情報化社会が急速に進展する中、行政情報に対する安全対策の実施が強く求められております。今後も引き続き、各種電子情報基盤の整備を的確に行い、対策を確実に行ってまいります。

### 「財政運営」

歳入の約半分を占める地方交付税は、年々減少傾向にあります。自主財源である町税については、北海道新幹線の施設整備により固定資産税額が増収しております。

昨年度から開始したコンビニ収納は、納税者の納税環境改善と収納率向上に役立っております。

歳出では、公共・公用施設、インフラ等の適正管理・長寿命化対策が急務となっており、中央公民館・ファミリースポーツセンターの長寿命化工事を実施したところです。今後も個別施設計画に沿った、公共施設等の長寿命化に取り組んでまいります。

財政健全化四指標においては、いずれも自治体財政健全化法の早期健全化基準を下回っており、今後も安定した運営を継続してまいります。

新年度の当初予算における歳出では、引き続き経常的経費の抑制に努めるとともに、国の地方財政計画や第6次振興計画に基づき、事業費の精査を行っております。

歳入については、過去の実績や地方財政対策をもとに充分見込める計数で積算しております。

### 「住民参加・協働」

町の重要施策や発展計画、大型プロジェクトの取り組みなどについては、公募委員の募集や住民からの意見公募などの取り組みを進めてまいります。

花いっぱい運動、公園や公共施設の管理など、地域住民と行政がお互いに役割分担し、協働のまちづくりを推進してまいります。

広報・広聴については、広報誌やホームページを充実するとともに、防災行政無線の活用などにより、迅速かつ的確な情報の提供を行ってまいります。

町政懇談会については、より意見交換がしやすいよう、形式、形態の変更などを検討しつつ、広く住民の声を聞くことに努めてまいります。

### 「広域行政」

事務・事業の効率化や自治体間の相互協力を行う広域行政は、すでに一部事務組合や広域連合、定住自立圏等に参加しております。

国においては、新たな「圏域行政」の法制化とスタンダード化などを諮問し審議が行われております。

全国町村会は、新たな圏域行政の推進は、周縁部の町村を衰退に追い込む危険性をはらんでいると反対しており、統一した歩調で臨んでまいります。

当町が参加している広域行政組織は記載のとおりとなっており、認定審査会、駅活用協議会、江差線協議会では、事務局を担っております。

「定住自立圏形成協定」を締結し、ドクターヘリの運航、道南いさりび鉄道への支援、広域医療体制、広域観光、基幹道路等のネットワーク整備などの各事業を進めてまいります。

また、「今別町」をはじめとする青森県内の各市町村との交流連携や、「東京都江戸川区」との交流事業を継続して取り組んでまいります。

姉妹都市である「山形県鶴岡市」とは、昨年、盟約30周年記念事業を行いました。引き続き、交流の絆を深めてまいります。

以上、第6次振興計画の施策に沿って、令和2年度の町政執行に臨む考え方を述べさせていただきました。

終わりに、活力と元気に満ち溢れ、生涯にわたり希望や生きがいを持ち続けられる、北の大地の福祉都市「きこない」の実現を目指し、議会並びに住民の皆様のご協力のもと、ふるさと木古内の輝かしい未来の創造に全力を尽くし、誠心誠意取り組んでまいります。以上で、終わります。

○議長(又地信也君) 町長の執行方針が終わりました。

ここで、11時30分まで休憩いたします。

休憩	午前11時19分
再開	午前11時30分

## 教 育 行 政 執 行 方 針

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第8 教育行政執行方針。

令和2年度教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長。

○教育長(野村広章君) 令和2年第1回木古内町議会定例会にあたり、木古内町教育委員会が所管する行政の執行方針を申し上げます。

今日、社会の変化は加速度を増しており、教育を取り巻く課題も一層複雑化・多様化しております。このような時代において、子ども一人ひとりに対して、豊かで幸せな人生を切り拓いていくために必要となる「生きる力」を確実に身に付けることが求められております。

そして、求められる教育を実現するためには、学校において、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にした「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となっております。また、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、教育活動の質を向上させるとともに、「カリキュラム・マネジメント」に努めることが重要であります。

また、町民一人ひとりが生涯にわたり、生きがいをもち、いつでも、どこでも、だれでもが自由に学ぶことができる生涯学習社会の実現が求められております。

このため、第7次木古内町教育総合推進中期計画を基板として、子ども一人ひとりの確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育む調和のとれた教育活動の推進に取り組んでまいります。

また、町民誰もが主体的に学ぶことができる生涯学習の充実はもとより、学校・家庭・地域が連携し合い、教育力を高める教育行政の推進に取り組んでまいります。

第一は、「学校教育の充実」についてです。

知識や技術、人間性などの力をバランスよく育むとともに、子ども達や保護者の期待に応える魅力ある学校づくりに取り組むことを基本に次の8項目について、施策を推進してまいります。

一点目は、「確かな学力の向上」についてです。

これからの時代に求められる資質や能力を育んでいくことが重要であります。「全国学力・学習状況調査」等の結果から、当町の子どもの学力の成果と課題を分析し「分かる・できる」喜びや楽しさを実感させるための授業改善に努めるとともに、各学校の「学力向上プラン」の検証改善サイクルにそって、組織的な取り組みを進めてまいります。

学習指導においては、ティーム・ティーチングの充実などにより、分かる授業づくりに努めてまいります。補充的学習や「ほっかいどうチャレンジテスト」を活用し、個に応じたきめ細やかな指導の充実に努めてまいります。家庭での学習習慣確立のため、「生活リズムチェックシート」の活用にも努めてまいります。

中学校においては、道教委の退職者人材活用による美術科非常勤講師を配置するとともに、数学科非常勤講師を配置し、引き続き質の高い授業に努めてまいります。

二点目は、「新しい時代に対応した教育の推進」についてです。

プログラミング教育における学習教材を導入するとともに、ICT支援員を招へいすることにより教師の機器操作の補助や、ICTを活用した授業の助言等を行い学校における実務的な支援を推進します。

インターネット利用トラブルへの対応や情報モラルについては、保育園・小中学校の連携はもとより学校・家庭・地域の連携を図り、生徒指導や保護者への啓発活動に努めてまいります。

小中学校の外国語教育においては、本年から小学校中学年の外国語活動、高学年の英語科が全面実施されるため、英語教育の系統的な指導が重要であり、外国語指導助手（ALT）を活用し、引き続き子ども達の対話的な学びにつながる学習活動を推進してまいります。

また、木古内中学校に開設したイングリッシュルームの活用やイングリッシュ・キャンプ事業を実施するとともに、英語弁論大会などへの積極的な参加奨励に努めてまいります。

三点目は、「特別支援教育の推進」についてです。

各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に校内研修を推進するとともに、個別の教育支援計画や指導計画を作成し、効果的に活用することに努めてまいります。特別支援教育パートナーティーチャー派遣事業を活用するとともに、就学前の状況把握に努めてまいります。特別支援教育に関する教職員の専門性の向上や、特別支援教育への理解を深める研修の充実に努めてまいります。

支援を必要とする子ども達のために、特別支援教育支援員を6名配置して、各学校の状況や子どもの教育ニーズに応じたきめ細かな支援に努めてまいります。

四点目は、「豊かな心を育成する教育の推進」についてです

「特別な教科道徳」を要に、学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に指導するとともに、道徳の授業を公開し家庭や地域に開かれた道徳教育の推進に努めてまいります。

読書活動については、「第2次木古内町子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書館の蔵書充実はもとより、中央公民館図書室との連携により、読書環境の充実と子ども達の読書習慣の定着に努めてまいります。

キャリア教育については、地域の教育力を積極的に活用しながら、子ども達が働くことの意義ややりがいを実感するとともに、望ましい勤労観や職業観を育む教育に努めてまいります。

郷土を愛する心の育成については、農業生産活動や中学生議会など多様な体験活動を通して地域の特性を生かした教育活動の充実に努めてまいります。姉妹校交流事業については、山形県鶴岡市立朝陽第一小学校と木古内小学校両校の交流を引き続き支援してまいります。

いじめ、不登校、虐待などについては、全国的な問題となっていますが、学校においては、日常的な生活相談や行動観察、早期発見・早期対応を進める生徒指導や教育活動の実践を通してよりよい学級集団や学校づくりに努めてまいります。

また、心の教室相談員（スクールカウンセラー）を引き続き配置し、教育相談機能の充実に努めてまいります。



五点目は、「健康な体と体力の向上」についてです。

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果から、小中学校においては「体力向上プラン」を作成し、発達段階に応じた体力の向上に努めてまいります。

子ども達の基本的な生活習慣の確立のため、通学合宿事業や「早寝・早起き・朝ごはん・そと遊び」の推進を図るとともに、家庭やスポーツ少年団等と連携した運動習慣定着の取り組みを進めてまいります。

学校における食育の推進については、食に関する指導を充実するとともに、子ども達の望ましい食習慣の定着を図ってまいります。

学校給食については、施設の改善や衛生管理の徹底を図るとともに、栄養バランスの取れた献立の工夫や、国内産や地元産物の活用に配慮しながら安全安心で美味しい給食の提供に努めてまいります。

学校保健については、予防的な観点からインフルエンザなどの感染症やアレルギー対策などに努めるとともに、子ども達が元気で安全な学校生活を過ごすことができる環境づくりに努めてまいります。

六点目は、「地域とともにある学校づくり」についてです。

「地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのか」といったビジョンを地域社会と学校が一体となって子ども達を育む学校運営協議会の充実に努めてまいります。

安全教育については、小中学校の学校安全計画の改善・充実に努めるとともに、交通安全教室や防災訓練を計画的に実施してまいります。また、登下校時の総合的な安全対策についても、警察や関係機関と連携を図り、取り組んでまいります。

保・小・中の連携教育については、異校種間の連携や全体が連携した交流を道徳教育や総合的な学習の時間などに関連づけながら取り組んでまいります。

七点目は、「教職員の資質能力の向上」についてです。

9年間の学びの系統性や連続性を踏まえた授業改善や、生徒指導の機能を生かした学級経営の充実に目指し、教育課程・生徒指導等に関する各種研修会や校内研修をはじめ、道教委指導主事の学校訪問指導等により教師力の向上を図ります。

また、町教育研究所の研究や校長会、教頭会の活動を支援するとともに、先進地への研修派遣を進めてまいります。

さらに、学校職員人事評価を実施し、教職員のモラルの確立、不祥事の未然防止の徹底など教育公務員としての法令遵守による信頼性の向上を図ってまいります。

教職員の長時間労働の対応につきましては「木古内町アクションプラン」に基づき取り組みを進め、子どもと向き合う時間の確保に努めてまいります。

八点目は、「教育施設の整備・教育支援」についてです。

木古内小学校においては、義務教育教材や特別支援学級増設に伴う備品などの整備を行います。

木古内中学校においては、特別教室の黒板や体育館放送設備の改修、部活動用備品などの整備を行います。

また、教職員住宅の修繕を行うとともに、学校給食センターにおいてはボイラー蒸気配管の交換をはじめ排水処理設備や各種厨房機器などの修繕を行います。

さらに、子ども達の学校給食費無料化を継続するとともに、小中学校の部活動における全道・全国大会出場に伴う経費についても引き続き助成を行います。

なお、施設の維持管理については、安全で快適な環境づくりのため、定期的な点検を実施し所要の改修や設備の充実に努めてまいります。

第二は、「生涯学習活動の推進」についてです。

事業計画を策定し、次の6項目について生涯学習活動を推進してまいります。

一点目は、「青少年教育と家庭教育の推進」についてです。

無名塾や野外活動交流事業の充実に努めるとともに、集団での活動の中で主体性や向上心を培う体験活動を支援してまいります。

また、子どもが芸術・文化にふれる機会や親子の体験活動、世代間交流の機会の充実に努めてまいります。

青年教育については、青年塾の開催やまちづくり活動につながる支援に努めてまいります。

家庭教育については、引き続き保護者に対する学習機会や、インターネット等の使い方や情報モラルに関わる情報提供に努めてまいります。また、通学合宿においては、子どもの望ましい生活習慣の定着に努めてまいります。

二点目は、「成人教育・高齢者教育の推進」についてです。

成人教育については、学習ニーズに対応した趣味や教養に関わる講座の開催をはじめ学習情報の提供に努めてまいります。

高齢者教育については、生きがいと自立心を持って社会に参加する活動などを支援してまいります。また、高齢者の方々が仲間との交流や学習活動を通じて地域と関わり生きがいを持ち続けることができるよう、引き続きリロナイふれあい学園を開設し、要望に応える学習内容の充実に努めてまいります。

社会参加活動については、地域女性会などと連携・協力して、世代間交流や異団体との交流を推進してまいります。また、町民がこれまでの経験や学習成果を活かし子ども達との関わり合いや学校への支援を通じて、地域の教育力向上につながる活動を推進してまいります。

三点目は、「芸術文化活動の推進と文化財の保護」についてです。

文化団体をはじめ各種サークルなどと連携を図り、町民文化祭などの創作発表の場の提供を通じて、町民が身近に親しむことができる環境づくりを進めてまいります。

芸術鑑賞事業については、人形劇をはじめ子ども達に優れた舞台芸術に触れる機会を提供してまいります。

文化財の保護と活用については、郷土資料館「いかりん館」における講座や展示の充実に努め、学校への出前授業などを通じて、町民への文化財保護の意識啓発やふるさと意識の高揚に努めてまいります。

町史の編さんについては、昨年度に引き続き、編さん計画に基づいて作業を進めてまいり

ます。

四点目は、「読書活動の推進」についてです。

中央公民館図書室の蔵書充実に努めるとともに、図書室だよりなどの活用により、読書活動への関心を高め読書に親しむ環境づくりに努めてまいります。

また、「第2次木古内町子どもの読書活動推進計画」に基づき、移動文庫や関係機関との連携事業を実施し、読書普及に努めてまいります。

さらに、ボランティア活動を支援するとともに、朗読会などを通して読書に親しみやすい図書室づくりを進めてまいります。

五点目は、「生涯にわたるスポーツの推進」についてです。

誰もが体力や年齢に応じて気軽に取り組めるスポーツをはじめ、各種大会や教室など学習機会の充実に努めてまいります。

また、小・中学生を対象とした体力測定やジュニア教室の充実に努めてまいります。

さらに、渡島管内や渡島西部四町などの交流事業を促進するとともに、スポーツ協会などと連携を図り、自主的なスポーツ活動の支援に努めてまいります。

ふるさとの森プールについては、水泳教室などの充実に努めるとともに、多くの町民の皆様が気軽に快適に利用していただけるよう、施設運営の工夫に努めてまいります。

パークゴルフについては、利用者拡大のため、無料開放日数の増加や大会の拡充に努めてまいります。

文化・スポーツ合宿事業については、昨年に引き続き、町外団体の合宿の受け入れを推進してまいります。

六点目は、「社会教育施設等の整備・教育支援」についてです。

本年は、中央公民館の調理家電の更新をはじめ、ふるさとの森プール内の清掃ロボット更新やパークゴルフ場の草刈り機の修繕などを行います。

また、スポーツ大会等への参加助成については、子ども達が全道大会や全国大会へ出場する際の保護者負担軽減に資するよう、支援してまいります。

なお、社会教育施設及び体育施設の建物の長寿命化に対応するため、今後も計画的な整備を図るとともに、定期的な点検を実施し、所要の改修や設備の充実に努めてまいります。

以上、令和2年度の教育行政の主要な方針について申し上げます。

教育委員会としては、教育に課せられた大きな使命を果たすため、着実に教育行政を推進してまいりますので、町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます、教育行政執行方針といたします。

**○議長(又地信也君)** 以上をもちまして、教育行政執行方針を終わります。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午前11時49分
再開	午前11時49分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。  
1時まで、昼食のため、休憩をいたします。

休憩	午前11時49分
再開	午後 1時00分

## 一 般 質 問

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。  
日程第9 一般質問。  
これより一般質問を行います。  
一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことといたします。  
はじめに9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 9番 竹田です。

令和2年度の教育行政執行方針並びに予算について、教育長の考えを求めます。

「生涯にわたるスポーツの推進」で「パークゴルフについては、利用者の拡大のため、無料開放日数の増加や大会の充実を努めてまいります。」、これらの記載があるわけであり、これらの施策だけで、利用の拡大につながるのか大変心配するところでもあります。

フォーレストパークりろないパークゴルフ場は、町内外から人気のある施設でもあり、中には青森から来て泊まりがけで楽しんでいるかたもいるこのような状況でもあるわけであり、さらに、パークゴルフは、高齢者でも気軽に楽しめるスポーツとして定着しており、町民の健康増進には欠かせないスポーツだと認識をしているところでもあります。

一方、人口減少や高齢化が進み、パークゴルフの愛好者が減少する中で、ここ数年は利用者数も伸び悩んでいるのではないかと考えています。要因はたくさんあると思いますけれども、よく利用者から聞こえるのが芝の状態が悪い、カップの切りかたが悪いとどうしてもコースについてのそういう声が出ている状況です。

また、木古内町パークゴルフ協会では、会員から意見・要望を取りまとめ、教育委員会に提出をしておりますが、全て解決しているわけではないとのことでもあります。

加えて、消費税増税に伴うシーズン券の値上げについては、当面据え置きとなっているものの、利用者の減少に拍車をかけるのではないかと危惧するところでもあります。

一つは、10月定例の中でも施設の管理の手法について、議論をさせていただきました。その中でも、交流拡大の考えを示されているわけで、そのことも踏まえてのこういう一つの方針、予算なのかどうなのかって教育委員会、気配りの教育長の部分がそういう意欲が感じられないところでもあります。

もう1点は、11月1日付けで協会の要望出ていますけれども、そのことについては予算含めてどのような協議したのか、その姿勢等の具体的な部分が見えていないわけですから、それについて教育長の考えを求めるところでもあります。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。  
教育長。

**○教育長(野村広章君)** 9番、竹田 努議員のお尋ねの令和2年度教育行政執行方針並びに予算について、お答えいたします。

一つ目は、パークゴルフ場を活用した交流人口の拡大についてでございます。

今年度は、利用促進策といたしまして、無料開放デーを実施しているほか、新たな取り組みとして、パークゴルフ初心者講習会やパークゴルフ初心者大会を開催するなど、利用者の拡大に努めてまいりました。

パークゴルフ場の利用数につきましては、過去3年では増加傾向にあり、町内の利用者は増加しているものの、一方で町外の利用者数は概ね横ばいで推移しております。しかし、無料開放デーの実施日には、町外のかたが通常日より多く利用されていたことから、利用者の増につながっていると考えております。

したがって、次年度に向けて、無料開放デーの実施につきましては、これまでの年2回程度から年6回に増やすことにより、交流人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

また、初心者講習会をはじめ、西部四町交流の木古内町長杯パークゴルフ大会や町民パークゴルフ大会を開催するとともに、初心者でも気軽に参加できるよう新たに第1回教育長杯パークゴルフ大会を開催し、交流の機会拡充に努めてまいりたいと考えております。

二つ目は、パークゴルフ協会からの要請事項への対応についてです。

これまで、パークゴルフ協会からの改善等の要望があった際には、その都度、可能な限り対応してきたところでございます。

今年度におきましては、パークゴルフ協会より会員から取りまとめた意見・要望等が提出されましたので、シーズン終了後の12月19日にその改善策について、パークゴルフ協会の役員の方々と生涯学習課の職員が話し合う機会を持ったところでございます。

要望事項等につきましては、次年度のオープン前までに対応が可能なものは対応することとしておりますが、施設設備の改修や更新などの要望につきましては、今後、計画的に実施したいと考えております。

町教育委員会といたしましては、議員のお尋ねにありますように、パークゴルフは高齢者でも気軽に楽しめるスポーツとして定着しており、町民の健康増進には欠かせないスポーツと認識しております。

今後におきましても、パークゴルフ協会のご意見とご協力を得ながら、パークゴルフ場の環境整備と利用拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** いま答弁あったように、教育委員会としての努力っていうかそれは例えば無料開放の日数が増やすだとか、交流人口の拡大に努める。そして、新たに教育長杯等の企画をされているっていうことで、その辺の努力は評価をしますけれども、ただ私は交流人口の拡大、利用者が増えればいいっていう観点ではないんですよね。やはり木古内町のパークゴルフ場、素晴らしい施設だ、やはりどこ行くよりも木古内に行こうっていうそういう機運が高まることを期待しているんですよ。それと、教育長の答弁では例えば「更新等については今後、検討していく」、していただきたいと思うんですけれども、ただやはり教育長、設置後18年経過している施設ですよ。やはり野球場だって何年前に土の入れ替え、芝の張り替え等も行っている。やはりいま言ったように前段、教育長答弁したように、利用頻度で

いくのかどうなのかという部分が必ずしも物差しではないんですけれども、やはり施設が18年経っているとすれば、芝の活力も弱ってきている。私は、だいたいなんて言うんだらう、現地を本当に把握しているのかなってところなんです。協会要望の中にも入っているように雑草のチドメグサ、これらがほかのパークゴルフ場でもやはりあるのですよ。ですけれども、良い除草剤があるってということで、それを散布することで芝の中にあるチドメグサが死んで芝が活性する、やはりその辺を現地を見て。それと、12月の時も議論したように、例えば全部の施設とは言いませんけれども、やはりせめて西部3町の状況等も把握する中で、もう12月もたぶん言ったと思うんですけれども、知内町なんかはある程度の部分パークゴルフ協会にお願いして、雑草だとかの除草剤散布でチドメグサがなくなったって。そういう芝なんかは、木古内と比べたら全然問題にならないくらい失礼な言い方ですけども、木古内のほうが良いと思っています。ですからやはり、冒頭ここに訴えているように、芝の管理だとかあとはいろんなOB杭だとかいろいろ諸々のものありますけれども、そうではなくやはり一つでも要望に応えるって部分が私は必要でないかな。たぶん協会のこの要望の中に、トイレは水洗だけでもできれば高齢者が多いからウォシュレット付けてくれ、公民館だってあんなに立派なトイレになったわけだから、私は野村教育長だったらたぶん公民館、自分のところの事務室がよくなったら、今度はいろんな施設に目がいくのかなって思うっています。そんなの何万かかるわけでもあるまいし、その辺はできるところから改善っていうかしてほしいと思っているんですよ。ですからやはり、芝については18年も年数経っているコースですから、抜本的な見直しをするのか年次を振ってコースを分けて芝を年次でやるのか、やはりその辺を十分管理する教育委員会として内部検討をして、そして強いては財政に要望もしなきゃならないわけですから、そういう手順をもってしてもらわなければ、全く協会が訴えても部分的にはいま春やりますよって。たぶんそれはここに書いているOB杭だとかフェンスだとか、そういうネットの位置をずらしてくれ、バンカーを改善してくれだとか、その辺しか考えていないのではないのかなと思うのですよ。やはり根幹の部分は芝なんです。ですから、予算を見て去年とちょっと比較してみても、去年より原材料少ないんですよ。ということは、張り芝の更新も去年より少ないっていう。前の年からみれば全然問題にならないくらい芝が枯れちゃっているっていう実態を踏まえて、場合によっては今後の補正等でもちょっと時期的にはまずいかもわからないけれども、やはりそのくらいのスピード感を持って対応をしてほしいところなんです。その辺については、教育長どうですか、芝について。

**○議長(又地信也君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** ただいま、芝の管理についてというようなことが中心だったと思います。芝の張り替え等については、大きな予算が必要だというようなことの考えているものですから、雑草の件についてはこの要望のとおり、実施することになっているんです。ただ、予算書の中に具体的に入っていないものですから、需用費の中の薬品費というようなことで、計上しています。そのほかの予算については、予算委員会ありますからその時にご説明させていただきますというふうに思っています。

パークゴルフ協会から6項目、27件の要望がありました。それについて、だいたいクリアしようというようなことで考えています。ただ、先ほど答弁申し上げましたように、施設改修だとか更新この部分については、今後計画的に実施していきたいというふうに思ってお

りまして、協会の方々にもそれで了解していただいているところでございます。

今後、大きな課題があるかと思しますので、財政部局と十分に調整しながら、進めていきたいというふうに思っています。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) そういういま教育長からの答弁で、概ねは理解はするものの、ただやはりそれであればもう少し無料開放だけでなく、今年度は協会からの要望あったトイレのウォッシュレット整備についてもやりますとかなんかやはりそういう一つでも要望が出た部分に対して答えがあれば、協会としても教育委員会よく我々の要望に応じてくれたってそういう評価につながるんですよね。そういうものが見えないものですから、その辺はこれからの予算委員会の中での議論になるかと思えますけれども、その辺についてはどうなんですか。既存の例えば予算の修繕費等でクリアできるわけですから、その辺の考えについてはどうなんでしょう。

○議長(又地信也君) 教育長。

○教育長(野村広章君) 細かい部分は先ほど言いましたように、予算委員会のほうで説明させていただきたいと思えます。それで、予算書の作りとしては、やはり小さな項目入っていませんので、原材料でカバーできる改善できる場所も当然あります。先ほど言いましたように、協会との話の中で概ね今年度については、改善を要するところについて了解を得ていただいているというようなことでございます。

○議長(又地信也君) よろしいですか、一問目は。二問目に入ってください。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 令和2年度の町政執行方針について、町長の考えを求めたいわけがあります。

町の課題は、財政健全化と人口減少対策と認識をしているところでございます。したがって、国、道の戦略に沿って、自らの考えで木古内町の将来ビジョンを早急に示すべきだと考えます。

また、31年度内に策定をされる第二期総合戦略では、過去の施策の検証、反省抜きでは実効性は確保できないものと思っているところであります。

それで、まず1点目は移住・定住、人口減少対策の項目の中で、交流人口の拡大を移住・定住につなぐため大胆な施策が必要だと考えているところであります。

もう1点は、防災であります。災害が発生した場合は、近所の「共助の力」が必要としておりますが、近年の全国各地の大災害を踏まえ、地域防災計画の見直しをする考えがあるのか。また、今後、当町における自主防災組織の結成のための具体策、これらの考えについて、町長の考えを。

もう1点は、広域行政で東京都江戸川区との交流について。印刷では今年度になっていすけれども、昨年度より当町の単独での事業となったところであります。現状の施策ではインパクトがなく、木古内らしさがみえないと感じています。もっと積極的に地域の良さを強調し、交流人口の増加に向け、力をいれるべきと考えます。この3点について、町長の考えを求めます。

○議長(又地信也君) 答弁を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 午前中にご説明をいたしました、町政執行方針その中から3点のお尋ねをいただきましたので、一つずつお答えしたいと思います。

まず移住・定住でございますが、様々な機会でご説明をさせていただいておりますので、いまさらこんな説明をするのかなというそんなことも感じておりますが、まずはじめに拡大した交流人口をいかに移住定住につなぐかというこの施策でございますが、従来から行っております企業誘致に関する補助事業、首都圏を中心とした移住定住のプロモーション、ちょっと暮らし住宅の活用、地域おこし協力隊制度を活用しての業務活性化と町内居住、外国人材の活用、U I J ターン新規就業支援事業など、今後もしっかりと執り進めてまいりたいと考えております。

加えて今年度は、首都圏居住者などを対象とした就業体験事業の実施などについて、研究したいと思っております。

また現在、木古内で学んでいる子ども達が将来、町内に定住する、あるいは一定の時期にUターンするための動機付けの一つとして、木古内に対する郷土愛、愛着心を育む取り組みも行っておりますし、これからも行っていききたいと思っております。

防災についてのお尋ねでございますが、現在の防災計画は、平成25年2月に内容の大幅な改正を行い、そのあとも平成28年4月の法改正、あるいは平成31年4月の関係機関の名称変更などに伴い、文言の整理、修正を行っております。

今後も必要に応じて事務を進めてまいります。近年はご指摘のとおり台風、豪雨など大規模な災害が発生しておりますので、必要な場合には速やかに見直しを行うように努めてまいります。

また、当町の自主防災組織につきましては、木古内町地域防災計画に基づき、自主防災組織の設置・育成に努めております。

昨年は、町内会連合会協議会を対象に、専門家を招聘し、自主防災組織に関する研修会を開催し、必要性などについてその意識向上に取り組んでおります。

研修会後は、町内会からの問い合わせがございましたが、新規の結成には至っていないというのが実情でございます。

今後は、人員、規約、組織体制など、結成にあたっての課題が町内会ごとにそれぞれ違うものですから、担当職員がまずは問い合わせのございました町内会と協議を進め、まずは課題を明らかにし、結成・育成に向けて進めてまいりたいと考えております。

3点目の広域行政で、これは東京都江戸川区との交流でございますが、このきっかけになっているのは当初、国の地方創生ということで、北海道町村会が進めた、各地区町村会と北海道には14の町村会がありますが、東京都特別区これは23区があります。この交流事業において、当町及び環駒ヶ岳広域観光協議会を構成する七飯町、鹿部町、森町の参画により展開を続けてまいりました。

その後、規模を拡大し事業の展開を図っておりましたが、平成30年度をもってこれに伴う補助事業が終了したということで、参加をする自治体がなくなったということでございますので、令和元年度からは当町の単独事業に切り替えて行ったところでございます。

また、今年度につきましては、台風の影響で江戸川区民まつりが中止になりましたけれども、小学生の交流事業は実施しております。

これは、補助事業がなくなりましたので、当町は江戸川区等に行く際にも実費で行ってお



りますし、江戸川区はあえて木古内との交流を続けようということで、江戸川区も自費でこのたび15名の子ども達と職員が訪れたわけですが、ここに北海道町村会をとおして先月発行されました、東京23区という機関誌があります。この機関誌のわずか4ページものなのですが、ドンと開きますと23区が連携交流事業をしているその解説が載っております。これを見ますと、江戸川区を除きますと全て東京がおいでおいでというそういう事業が続いております。江戸川区だけが唯一、江戸川区の小学生が木古内に来て、ここでは竹田議員も真ん中にドンと写真写っていますけれども、「ようこそ、木古内町へ」とこういう紹介がされております。これは、江戸川区が唯一、ほかの地区に行っているという事業を表しております。こういったことで、決して私は議員がご指摘されますように、インパクトが少ないとか木古内らしさがあまり感じないということは思っておりません。それよりも、ほかの地区では交流のない23区との交流がいまスタートしたばかりとこのような理解をしているところがございます。この交流事業に参加した子ども達からは、かつて北海道胆振東部地震の際には、防災ラジオの寄付をいただいたり、また江戸川区民まつりに出店した際には、木古内ブースにお立ち寄りいただくなど交流が着実に実っていると実感しております。

今後におきましても、交流の絆を深めるために、交流事業の推進につきましては、積極的に進めたいと考えております。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** 縷々、町長から答弁いただきました。私は、1点目の移住・定住人口減少対策、例えば今年度はすごく町長、期待したんですよ。昨年までは、執行方針の住環境っていうところにこの移住・定住政策が掲げています。今年度は違うんですよ。移住・定住人口減少問題対策っていう一つの括りの中で、もうたぶんそれはタイトル見た時に、第2期の戦略がここに特化しているんだなと思って文章を読んだら、その反応がちょっと昨年とそんなに変わらない表現だったと。この部分が何を言いたいかとすれば、来年の4月から高規格幹線道路が開通予定なんです。それを踏まえて、やはりいまから例えば函館・北斗・七飯との通勤圏、この執行方針でも書いているように、「木古内町は交通の要衝だ、この地の利を生かそう」っていうこれがいまやはり大胆な移住政策を打ち出さないと予算付けについては、例えばこのあとでもいいんですけども、考え方だけでもやはり打ち出して、木古内町は例えば七飯・函館方面から通勤するかたには、月ガソリン代1万円補助するだとか極論ですけども、例えば住んでくれるかたについては200万円支援しますよとか、やはりそのようなメリハリの考え・方針を持たないとだめだろうと思うんですよ。ただ、それが実現するためには当然、予算がつきまとうわけですから、それは庁内で十分なやはり議論をして、どうするのが一番良いだろうって。ただ、既存のいろんな政策もありますから、それと比較してどうだとかという部分もあるから、こうだっというものはないかもわからないけれども、やはりそのくらいの大胆な部分の考えを示してほしかったなと。私は、移住・定住人口減少問題対策って謳った時に、町長はやるんだなと思っていたんですよ。その辺について、例えばいまの幹線高規格道路の開通にあわせたそういうものの考えがあるのかどうなのか。

それから、防災については25年度に見直した防災計画の中でも洪水のハザードマップだとかいろんなものもありますけれども、それともし見直し等がされるのであれば、この防災の対策会議というかその機構の中に、議会の位置づけがないんですよ。いろんな研修会の中でも、大きな都市は議会単独で防災対策の組織というか条例等整備しているところあります。

ほとんどの町村は、行政の災害対策のやはり情報の共有だとか、そういうものがこれからは必要になってくる。ですから、もしそういうものも含めた見直し・検討もされるべきでないかなというふうに思っています。

それと町長、自主防災については、以前は町長はこの字のごとく、地域が自ら立ち上げるものであって、行政が押しつけるものではないというその考えは我々も同じなんですけれども、ただこの自主防災の考え。紐解けば、かなり前から同じようなことを訴えているんですよ。5年も同じことをやって、もしそれができなかつたらできるためにはどうすればいいか。やはり地域との行政に踏み込んで、何がネックなのかという部分も含めて、そういう検証をして整った地域から順次、立ち上げすると。そうすれば、他の地域も泉沢がやったから、今度札幌も組織化しなきゃならないっていうそういう機運になると思うんですよ。そのきっかけとか作るのが私は、今日まで自主的に立ち上がってこない組織ですから、やはり行政が手助けするっていうのが本当でないかなとこう思っています。

それから、江戸川区との交流。これについていま町長のパンフレットを見たように、昨年の7月に北海道で出した地方創生の地方創生ジャーナル、これ表紙が木古内町なんです。

中の一面、「自然と人、スポーツでつながる絆」、って私はこれ見た時、木古内町はかなり江戸川区との交流、体験交流含めて、そして地域は人口減少対策、移住定住にもつなげる何かが出てくるのかなっていうようなこれ見た時に、そういう正直言ってそういう思いしました。それで、今回の広域行政の部分でちょっと文章だけではインパクトがないっていうような表現になったのかなと思うんですよ。もっとやはり町単費ですから、町の考えで例えば場合によっては、予算付けも必要なものもある。我々も受入家庭として去年も4人の子ども達を受けて、そしてここに書いているここ私は大事だと思うんですよ。木古内町で体験したことを交流事業を「保護者向け報告会」っていうのを江戸川区でやっているんですよ。木古内町ではこういうふうに交流しました、こういう悪いことは言わんと思うんですけども、こういう自然を楽しんできたとか海遊びをしたとか、そしてジュニアとのスポーツの交流もやって楽しんだっていうたぶん報告会の内容はわからないんですけども、この記事にはそういうふうに書いているんですよ。これが私は大事だと思うんです。このことが子どもだけでなく、今度強いては親兄弟に木古内ってこういう町だよって、こういう訴えが先ほどのパークゴルフではないですけども、木古内のイメージ、木古内町を売り込むっていう部分に絶対私は必要だと思っています。その辺について、ただ予算等見れば今後、予算委員会の中で議論になると思うんですけども、あまりこの部分に特化した予算はちょっとあまり私は探せなかったんですけども、そういう部分も含めて、やはりそれこそメリハリある事業展開をすべきだと思っています。その辺について、町長のいま一度考えを。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 3点にわたりまして、お答えしたいと思います。

はじめに、移住・定住でございますが、こちらは大胆な方針ということで、竹田議員のお考えを聞かせていただきまして、ありがとうございます。そんなに竹田議員の考えと変わっておりません。ただ、時期がちょっと今回ではないとこのように考えたものですから、今回あえて具体的な策については触れておりません。令和2年度は、函館空港インターが開通予定となっております。令和3年度は、木古内インターが開通の予定となっております。ここが一つの第一のターニングポイントになるかと考えます。議員がお尋ねのとおり、大胆な

施策というのは用地の提供ですとか様々なことを考えられますが、もう少し経ちますと北海道新幹線の札幌延伸になります。そうしますと、七飯町にある総合車両基地が相当数の人員がそこで働くことになります。その時には、七飯町から木古内までの高速道路は30分かかるまいだろうとこのように思います。いま、様々な総合車両基地の関連企業がアパートを建てたり、寮を建てたりしておりますが、その中でも自分の家を持ちたいという人がいるはずで、こういったところをターゲットにするのも一つだと思います。そんなことを考えますと、これから大きな正念場を迎えますので、竹田議員のご意見もこれからまた多く聞かせていただいて、一緒になって木古内町の定住人口を増やしていきたいとこのように考えているところでございます。

2点目の防災でございますが、本当にお尋ねのとおり、これまでは地域の皆さんが自主的に行うのが自主防災だとこのように考えておりましたが、なかなか前に進まないという現実を踏まえ、行政が少しでもその中に入っていき必要性があるだろうと昨年はそういった意味で、講師を招聘して町内会連合協議会の皆さんと一緒に頑張って勉強したのですが、その中でも興味を示してくれたところがございましたので、そういったところにまず飛び込んで行って協議をして、一つひとつ実現をしていくと。残念ながら現在は、佐女川町内会さん一つだけなものですから、これが二つ三つと、そして25全ての町内会が、また自治会が自主防災組織立ち上げられるように行政がしっかりとサポートしていきたいと思っております。

3点目の江戸川区との交流でございますが、一つだけお伝えしたいのは、北海道の町村会と東京都23区の特別区会とは、温度差が全く違うということを理解してほしいんです。

なぜかと言いますと、北海道は144の町村が全て首長が集まって物事を決めています。そして、首長が動いて物事を実践しています。東京都23区は、決める時は23の区長が集まるんですが、それが実際に動く時には担当課長になるんです。そうしますと、私どもの町村会の役員と東京都23区の課長会議、ここの協議になってくると。そうなりますと、これは私が感じた点ではありますが、なぜ地方に自分達の区が金を出さなければならないんだとこんなふうにも感じたことがありました。私どもは、区長が良いと言うからじゃあ一緒にやろうということで進んだんですが、まず初年度壁にぶつかりました。どこの23区も受け入れてくれませんでした。それは、課長会なんです。区長会と町村会は話が付いたんですが、実際に事務になったら課長会との協議だったので、ここでまず壁にぶつかりました。町村会長からそれぞれの地区町村会長に自分達で23区はどこかを見つけてこなければなりませんということで、自分達で探してくれということになりましたので、私は渡島の町村会長を務めておりますので、役員会を開催してどこか知っている区がないかという尋ねをしたところなかったので、じゃあ私に任せるかいと言ったら、任せるということだったので、山形県鶴岡市と友好都市である江戸川区の区長のアポを市長にとっていただきまして、飛び込みでお話に行くと。その時に、すぐ動いてくれたのが江戸川区でありまして、今日の礎になっているわけですが、このように温度差が違う中で、東京都23区に予算付けをしてもらうだけでも結構大変な労力があるわけですが、このたび昨年は野球少年団のかたが20名と保護者含め、先生と言いますか26人のかたが一昨年野球チームとしてやってきた。ここまではお金があったんです、補助金が。ところが去年、区の独自の予算でやるということになりまして、子どもが15名で職員が今度学校の先生じゃなくて職員が3名、18名お見えになりまして、竹田議員にも随分お世話になったわけですが、これはもっと人は増やせるんだと。だけ

ども、着いて行く職員がいないと、3人が限界だということで、子どもさんの数も15人になったようでございますが、そんなことで予算としては江戸川区はまだまだ木古内と交流するという気持ちが強くございますし、現在の区長は代わりまして、それまでの教育長、そして企画担当でずっと接点を持っていた人がいま教育長をやられています。こういったことで、トップそれぞれ代わって、人事異動で代わっていますが、木古内に縁の深いかたが皆さんそれぞれの担当セクションにおりますので、こらからも良い環境は築いていけるとこのように考えております。

そういう中で、大人も実はお見えになっているんです。それは、渡島という単位でやっていた時なので、あまり目立ってはいないんですが、28年度からスタートして江戸川区民がどこかに行くっていうやつを北海道に来てもらったんですが、28年度は5人のツアー、29年度は4人のツアー、30年度は4人のツアーということで、長万部から松前までここをどこかを見て行くというようなツアーも実施しております。これも当時の区長の計らいで来ていただいているわけですが、こういったことも行いながら、やはり東京に木古内のファンをたくさん作っていただくとこういったことから、この交流事業の次なる効果を生んでいけたらと思っております。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** 1点目は、町長もそのようなことを描いているということです。ただ町長、やはりスピード感持たなきゃだめだと。いまこれから例えばそれを練ってあれするったら、秋でなければ実現しない。私は、それで執行方針この3月の時点で、方向性を決めて具体的な肉付けは多少このあとでも若干いいのかなっていう、考え方だけでもやはり示さないと。たぶんこのあととなれば6月で議論をして、進めるとなれば9月以降、それでは来春に間に合わないという思いなんです。ですから、この部分についてはスピード感を持って、大戦略含めた部分で詰めていただきたい。

それと自主防災、これ町長の答弁で了解しました。一つずつ実現をさせていくっていう。

ただこの場合、行政側にお願ひがあるんだけど、個人情報。その地域に住むかたの情報の提供もらわないとその地域では動けないんですよ。そういう声も聞いています。だから、その辺も全てではないんですけど、そういうことも含めたそういう要素があるっていうことを一つ認識していただきたい。

江戸川区の部分は、縷々、子ども達とおしての。私はかつて、福祉との連携ができないかっていうことで、何年か前にあれしました。その後、それがどうなったっていう部分は、我々あまり承知していないんですよ。断念したのか、それこそ少し脈があるのか、やはり福祉だとか文化だとかそういうものも連携することによって、やはり木古内町を売り込むっていうことも必要なのかなっていうふうに思っています。特にそういう要望、訴えをして一般質問は終えます。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君の一般質問が終了いたしました。

次に6番 新井田昭男君の一般質問に入ります。

6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** 6番 新井田でございます。

定例会にあたり、質問をさせていただきます。質問は、1問としております。

内容については、木古内町における漁業振興についてでございます。

現状、全道的な水産業での主要魚種の水揚げが大幅な減となっており、これは乱獲や異常気象による水温上昇での環境変化が大きな要因とされ、大きな社会的問題となっております。

木古内町議会では、1月20日に議会懇談会の一環として、上磯郡漁業協同組合（以下組合）との意見交換会を実施しております。

その中で、上磯郡4漁協が合併してから16年が経過し、平成29年度以降木古内地区の基幹事業においては、販売事業での取り扱いの大幅な減少により、組合組織も大きな経営改革を余儀なくされる状況となっております。本来、町の基幹産業の位置付けであるはずの漁業が、まさに危機的状況にあります。

当町と組合の連携の中、木古内地区の事業展開においては、一定の補助体制を取っておりますが、総合的な効果が一向に現れていないと認識をせざるを得ない状況となっております。

当町の漁業が危機的状況にある中で、基幹産業の活性化に向け、組合、行政、場合によっては企業との連携の中、さらなる協働による改革が必要不可欠と考えます。

そこで、次のことについて町長にお尋ねいたします。

一つは、新たな漁業振興策の検討についてでございます。二つ目は、最新技術A I（人工知能）の活用の考え、つまりスマート水産についての考えでございます。3. 企業誘致の一環として、法人による養殖業活性化についてでございます。四つ目は、木古内町の漁業振興を推進するための水産に特化する部署の新設についてでございます。以上、この4点について町長の見解を伺いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

**○議長(又地信也君)** 答弁を求めます。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 漁業振興についてのお尋ねでございますが、議員ご指摘のように、大変厳しい環境が続いておる水産業でございます。現在、行っている漁業振興策につきましては、水産資源を持続的に活用するというところで、ウニ・アワビなどの種苗を放流して、資源を管理することで、水揚げにつなげようとしているものでございます。

新たな漁業振興でございますが、これは現在、比較的需要が高く、当町においても水揚げがあるナマコの種苗放流を、組合と協議をしているところでございます。協議というか検討しているということでございます。

また、漁業者の収入増へつながる仕組みづくり、また後継者の問題、さらなる漁業振興策を検討するために、次年度からは、戸別訪問を行うとこのように考えております。直接、漁業者と意見交換を実施する中で、将来に向けた協議をしていくということにしております。

次に、最新技術のA Iの活用でございます。

国は、水産資源の適切な管理と、漁業者の所得向上を図るために、A I等を活用した生産力の向上や、多様な場面で得られたデータを活用し、生産・流通の効率化を進めるスマート水産業を推進しております。

この振興は、高齢化が進み、担い手不足の町にとっては最適とも言えるかもしれませんが。

一方で、最新技術の導入には、漁業者が望む技術開発、あるいはコストが高いなどという課題も数多くあります。町といたしましては、まずは、コスト面や費用対効果などの情報収集に努め、漁業者や組合としっかりとした検討をしていきたいと考えております。

3点目の法人による養殖業の活性化でございます。

これは、少しややこしいのでゆっくり説明しますと、まず国は漁業者の高齢化に伴う担い

手不足や、漁業生産量の減少などの対策として、漁業権を開放して、企業の参入を促すため漁業法を改正いたしました。この漁業法を改正して、施行されるのが今年の7月からです。

ですから、漁業権の開放ということで、企業が参入しやすくなったとここでは言えるわけです。今度は、当地域の海岸です。共同漁業権というのを定めております。これは、漁具を使った漁業を行う場合については、漁組が承認をするんですが、その中で企業への承認はできないという規則を定めているんです。ですから、当町の浜では簡単に企業が入れないという仕組みになっております。

もう一つ、区画漁業権という区画漁業権についてお話しすると、これは養殖業を行う権利については、まず北海道知事が許可を出すわけです。木古内の海域は、共同漁業権の中にあるわけですから、知事の許可でできそうなんですが、区画漁業権というのがこの共同漁業権の中にあると。中にあることによって、知事からせつかく区画漁業権の許可を得たとしても、規則で企業はここでは養殖ができないとこのように現在なっております。

したいがまま、現在当町では、企業が水産業をこの浜で営むことができない状況となっておりますので、企業参入に際しての情報収集に努めていきたいと考えております。

4点目は、木古内町の漁業振興のための特化した部署の新設というお尋ねでございますが、正直突然のご提案に驚いております。現時点では、その考えはございません。

一方で、基幹産業と位置付けてあります水産業でございますから、次年度からは、漁業者の収入増を図る取り組みの強化、ブランド化、販路拡大、また組合の管轄する市町の水産担当者による協議会などを定期的に開催し、この水産業の重要性を認識した上で、担当課内で重点業務の項目としてしっかりと現体制で進めていきたいと考えております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** いま4点について、町長の答弁がございました。

かなり私の3番の「企業誘致の一環として」ということのいまご答弁もいただきました。

私も漁業の改正漁業法に関しては、ちょっと調べたんですけども、いまご指摘あったように、そこまでの内容に関しては、大変勉強不足で、ただ地元の漁協や漁業者が優先されるっていうことは、だめだということではない表現ですよ。優先されるっていう表現になっています。ですから、これに関してはいまご答弁あったように、参入を考えた中での情報収集というお話がありましたので、そういう形でぜひつながるような形で対応をお願いしたい。私は、ちょっと再答弁の文章をしたためているんですけども、いま漁業権に関しての部分に関しては、町長のいま方針にしたがって進めてもらえればとこんなふうに思っています。

まず、1点の新たな漁業振興についてでございますが、まさに町長のおっしゃると私も大部分の中では、同じような認識を持っております。しかしながら、さらに私はご承知のとおり、道内の状況も各漁業の漁村を見ていると、やはり捕る漁業から育てる漁業とこの転換が非常に著しい。例えば、根室方面ではタラバの養殖だとか、あるいはこの近場ではある企業と組んで、福島は健康海藻の養殖だとかそういう部分もやっております。そういうことをしていますけれども、この状況を見ればやはり高齢者でも作業が可能な陸上養殖の研究っていうのは、やはり喫緊の課題かなとそんなふうに思っているところでございます。いまから、おそらく軌道に乗るとこれは我が町の前浜の状況含めて、非常に漁業振興策の大きな柱になるとそんなふうな考えも私個人はもっております。やはりいまから適正な魚介類の選

扱とか、あるいは関わる研究をしていかないと事業展開の基盤を作ってやらないとなかなか進めない。特にこういう新たな事業っていうのは、先ほど同僚議員からも話ありましたように、なかなかいろんな情報収集だ、予算付けど、なんだかんだという中で、前に進まない。

これは、もうそんな状況はちょっと理解していますけれども、我が町の状況を考えますとやはり捕る漁業よりももう育てる漁業だと。これはまさに言える状態だと思うんです。例えば貝類の斃死だとか、そういう部分も町長は原因究明に務めるとかと言っていますけれども、やはりそれも否定はしません。ただ、やはりいまの状況を考えるならば、育てる漁業、安定した収入が得られる。そして、誰もが見張ってくれるそういうやはり漁業展開、これを支援していくっていうのが大きな務めかなと。それには、やはり漁組さんとタイアップし、先ほど出ましたように、地元の従事者さんのコミュニケーションもきちんとりながら、そういう方向でやらざるを得ないと思います。私は、この豊かな資源維持の向けた町長の考えっていうのは、決して先ほども申したように否定はしませんけれども、この5番目に掲げている「養殖漁業の推進」という言葉が出ているんですね、執行方針で。これには、私は同じ意見で賛同しております。ただ、いまほかの6点ある中で、ほかの部分に関しては、なんらやはり前向きな執行方針ではないというちょっと個人的な見解をしております。ですから、この新たな振興については、もうちょっと陸上養殖含めて、その可能性に関して前向きに検討していただければとそんなふうに思います。

2番目の最新技術、つまりスマート水産ですけれども、まさに水産業でもいままでに勘に頼る漁業から、やはりAIを駆使して、持続可能な開発目標を定め、それを達成するためにどうしても必要な部類だったと思います。これをやはり成し得るためには、必要な若手のいろんな何ですか、そういう相手を駆使するための若手の人材確保もこれやはり大変な重要なポイントだと思います。ですから、関係大学とあるいは関係機関とかそういう連携というのは、やはりどうしても必要になってくると思います。そのためのやはりこれを成すために、一歩進んだ考えを持ちながら、行政も前向きにスマート水産には、多いに参入していただいて、前浜の活性になるための施策をもっていってほしいなとそんなふうに思います。

あと私は、四つ上げましたけれども、4番目の漁業振興推進のための水産に特化する部署、この新設についてというのは、一番私のいま意図するところなんですね。町長は、先ほどあまりにも唐突だというような意見で、私もこの項目にそういう私の意味合いも含めた書き方をすれば良かったんでしょうけれども、それがなかったことについては、大変申し訳なく思っておりますが、ただ現状、再度申し上げるならば合併当時組合の、この4地区の正・準組合員が321人だったそうです。しかしながら、平成30年4月1日で187名、まさに半減近いですよ。尚且つ、当町の組合員、木古内地区は2名ですよ。札苅地区は19名、泉沢地区は4名、そして釜谷地区は2名、この状況で人材確保。町長がおっしゃっている人材確保だとかいろんな事業展開、ある種やはりその地区では、もう漁業に携わることができないような地区も出てくるということですよ。だから、そういう部分を考えていくなれば、やはり行政、組合員、あるいは行政、組合員、企業、先ほど言っていましたけれども、さらに漁業者を巻き込んで、この木古内町の漁業振興策の早急な対策と迅速な実行が必要だと思うんですよ。

いまいまの我が担当課の現状踏まえるならば、このかかる急務に特化できるような状況にはなっていないんですよ。そう思いませんか。私は、やはり一次産業のことこの水産部門に関しては、林業だっていま例えばハーベスターとかすごい自動化になった機械を持ってきて、

バンバンやっているわけですよ、生産性を上げています。もちろん農家だって農業だって、ある種一番いま軌道に乗っている、我が町でも。そんな状況の中で、この水産部門だけが町長ご指摘のとおり、我々みな全てが思っているとおり、前浜のこの危機感を持っているわけですよ。そういう中で、やはりプロジェクトを組んだ中でやっていかないとまたまた同じような、さらに衰退していくと。これがもう前提な懸念の材料ですよ。だから、町長方針も含めたそういう施策をうまく対応するためには、やはりそういう部署がないと片手間な部署だったらアウトですよ、絶対。その辺ですよ。この辺のもう1回町長の考えを私の言い方があまり理解できない部分もあると思うんですけども、その辺の見解をもう一度お尋ねしたいんですけども。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 1点目から3点目につきましては、大事なことは浜の皆さんと直接対話をする、そしてまた漁組とのその中で対話をする、行政がいままで以上に深く入り込んで、漁業振興にあたるということが大事なことだと思います。それは、議員のおっしゃるとおりだと思います。改めて詳細につきましては、ここには多くを申し上げますが、陸上養殖がこれからの主になることも念頭にいれる、そしてまたこれまでも続けてまいりましたが、育てる漁業に力をいれていくということは、当然のことだと思っておりますので、引き続き振興に向けて進めていきたいと思っております。

スマート漁業というのは、よくテレビなんかでは農業のほうが先行しておりますので、映像で見る限り随分スマート農業が進んできたなという印象を持っておりますが、これはやはりうちにもっともっと進化するんであろうと。そうしますと、漁業においてもいま立ち後れちゃうと、これからどんどんどんどんほかのところだけが進んでいくような気がしますので、スマート水産によって振興が図れるように私どもも研究を進めていきたいと思っております。

部署の関係です。確かに新井田議員おっしゃるように、その部分だけをとると水産だけではなくて、様々な分野でもっと人がいたほうがいいとか、もっと強固な体制をつくるべきだとかこういったご指摘は、おそらくあるんだと思います。しかし、限られた財政の中でいろいろなやりくりをしようしますと、そこには人員もある程度制限が必要になってまいります。できるだけ良い職員を採用して、それぞれの部署に配置をし、仕事をしていただいているわけですが、まだまだそれでは力不足だのご指摘されれば、頑張れというより答えがないわけですが、しっかりとした取り組みというのは、先ほども申し上げましたけれども、組合の構成する北斗・木古内・知内、ここでの担当者会議というものもこれから定期的開催しますので、それも含めてとにかくこれまでよりも違うというところが一つでも二つでも出て、漁業者がこれならいけるという方向性に向かって、前進していきたいと思っておりますので、様々なまたご意見をいただきたいと思っております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** いま4点についての再答弁をいただきましたけれども、私はここ数年来全く同じ状況なわけですよ。しかしながら、同じ一次産業でもあるいは農業でも林業でも相当やはりいろんなテコ入れの中で、生産性を上げてきているわけですよ。これは、はっきりしているわけです。しかしながら、いま何回も言うわけですけれども、こと水産に関しては一方ではどんどんどんどん高齢化して、もう先ほど言ったように一部の地区では、ここ



数年でもう漁業者がいなくなる状況も懸念される。全くその辺のここ数年来のテコ入れがなっていない。そして、私は大変ちょっと言い方悪いんですけども、町長は5期20年されてきましたよね。この20年の間において、もちろん基幹産業であるこの一次産業の動向をやはり肌で感じてみてきたわけですよ。しかしながら、こと先ほど言ったように、この水産業に関しては、方針の成果どころかこの危機的状況は全く変わっていない。ある種、逆に言うと悪くなっている状況。これを私は、分析をせざるを得ないですよ。やはりこれをじゃあどう打破するんだっていうことでいけば、先ほど言ったように片手間じゃだめなんですよ。結局、この事業を水産業がやはり軌道に乗ってくる、そして基本的にはそれに特化した部分の投資を回収するんですよ。そうじゃないですか。そういう仕組みを構築していかないと、出した出した出した出した、出して終わりだねっていうことじゃ、いままで私そういう展開ではないかと思うんです。悪いですけども。そうじゃなくて、やはりいろんな施策の中で、投資した分に関してはハイリターンで戻してもらおうんだと。そのぐらいの意気込みがないとだめですよ、絶対。そのためにはくどいようですけども、やはりいまの産経の部署だけでは当然太刀打ちできません。だから、町長の考え一つですよ。先ほど言ったように、いまは考えていないっていうふうな、それで終わったらまたこの先何年も同じ状況です。私は、それははっきりもの申せますよ。そうじゃなくて、いまをやはり大事に見ていただいて、何をしていかなきゃだめだっていう部分を文章たった15行の町長が書いた15行の執行方針の文章だけじゃ伝わらないんですよ。そういう部分を私今回感じまして、大変書き方とすれば一般質問のやり方とすれば、大変町長には1項目ごとにこうだあだだっていうような部分を記載すればもっとスムーズな答弁をされたでしょうけれども、でもことこの四つ目の水産にやはり我が町の前浜の活性化のために、何としてもこれは実行してほしいです。なんとかこの辺の再考はできないですか。

**○議長(又地信也君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 随分、厳しいご意見を伺いましたけれども、行政がしっかりしていれば浜は成り立つという展開でございますが、ここには漁業を実際に営んでいるかた、漁業協同組合、こういったところの協力、そこでの協議がなければ大きくは育ってはいかないというのは、これは農業なんか見てもおわかりになるかと思えます。ですから、行政がどんなに良い体制をとったとしても、それがイコール漁業振興が大きく発展していくんだということではないということを私は理解していただきたい。ですから、ことしは新年度は何をやるのか1件ずつ回って、浜の声を聞こうじゃないのと。そして、組合とも協議をしよう。共通認識を立ててスタートしなければ、もうだめだよとこういうことでやりましょうと、そして新たに北斗・木古内、そして知内の行政の水産を担当する人間が定期的集まって、この組合をどうするんだと浜をどうするんだと。かつては、どこかの浜が良くてどこかの浜が悪いとかと言われていましたけれども、いまはどこも良くなっている。

こういった中で、手を携えて進んでいこうじゃないかというのが一つことしの新年度の大きな違いとっていいかもしれません。また、この中には漁組の担当者だけではなくて、北海道の漁業の試験場の参加もしていただくことにしておりますので、専門家の声も聞きながら新井田議員がきょうお尋ねいただいたものが成果としてしっかり出るように努めていきたいと考えております。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** 町長の再々答弁もいただきました。ある程度の考えもちょっとわかりましたし、しかしながら思いは一緒でございます。そういう中で、やはり今後担当課も含めて、多に漁家さんのコミュニケーション取りながら、何が必要かという部分をいままでみたいにかないってというようなことでなくて、しっかりその辺はやはり足を運んでいただいて、何が必要かっていう部分をきちんと認識をしていただいて、次につなげていくということだけはちょっと申し添えて質問を終わりたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君の一般質問を終了いたします。

一般質問を続けたいところですが、14時25分になりますので、2時35分まで休憩いたします。

**休憩**           **午後2時25分**  
**再開**           **午後2時35分**

**○議長(又地信也君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

8番 廣瀬雅一君。

**○8番(廣瀬雅一君)** 8番 廣瀬雅一でございます。

私のほうから1点、木古内町除雪事業者に対する補償についてでございます。

これまで木古内町の冬期間における除排雪は、除雪事業者によって迅速かつ丁寧に行われ、町民の皆様の通勤、通学、通院などの交通の面において、安心安全なまちづくりに貢献されてきたものと思われま。

しかし、本年は降雪量が全道的に少なく、我が町も例外ではありません。それにより、道央圏の除排雪業者が経営困難に陥るとの報道があり、大変心配しているところでもございます。

そこで当町の除排雪事業者に対する、今年度の対応や対策はどのようになっているか町長にお伺いいたします。

**○議長(又地信也君)** 答弁を求めます。

町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 除排雪事業者に対する補償についてのお尋ねでございますが、その昔は事業者に対して、出勤にあわせてお支払いということでありましたが、随分経ちますが、最低保証ということで当町におきましては、事業者さんに対して最低保証を決めて対応をしているところでございます。

この冬は特に雪が少なかったわけですが、雪の多い少ないに関係なく、重機を購入してその支払いにあたりとか、職員を雇っておくとか、こういったことで通常経費の支払いというのはあるわけでございます。

そうしたことから、町といたしましては、それらに対する最低保証でまかなっていただくことと、またあるいはこの除雪期間の間に必要な資金がある場合には、その範囲の中でお支払いをするということを決めております。

今後につきましても、除雪事業者に対する保証制度というのは継続をし、安定した除雪体制がとれるように努めていきたいと考えております。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) いまの答弁の中に、最低保証という部分がありました。その最低保証というのは、具体的な数字だとか例えば基準であるとか、そういう最低保証の算定期間というのは、決まっているんですか。それとも、お話できないような部分なのか、そこをちょっと教えてください。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) これは、公表されておりますことで、何ら隠すことはありません。額を決めております。その額の基準は何かということになるわけですが、この額は重機の大きさ、機能にもよってそれぞれ単価が違うのですが、その重機1時間あたりの単価というのがありますので、それに7時間乗じて、25日分というのが町の除雪費の計上でございます。この25日分のうち、15日分、6割。6割については、最低保証額ということで、事業者さんにお支払いをしております。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) すみません。具体的な数字、ありがとうございます。これの算定期間というのは、いつなんですか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) すでに重機によって、その年の単価というのが早い時期にわかりますので、雪の降る前に単価というのはわかります。当町におきましては、11月に雪が降るということもたまにございますので、それ以前に事業者さんと協議をして、そしてその年の契約をする。路線につきましても、その年によってはやれるやれないというそういったものもありますし、路線の変更だとかあるいは重機も変わったとか、こういったことも含めてそれぞれの事業所さんとの対応をしております。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) 算定期間においては、重機の購入時期にあわせているという答弁だと思うのですが、私はやはり去年消費税も上がっていることですし、人件費も高騰しているという部分もあると思うのですよ。やはりことしこういう事態に陥りまして、きょうの新聞報道でも20年に2回目という、やはり不測の事態なんですよ。それを加味しながら、私はもうちょっと事業者さんに寄り添った協議というのにも必要なんじゃないかなと思っています。私、先日、何件かとヒアリングをしました。具体的な協議はなんかされていないということだったので、おそらくはこれから協議するのかそこはわからないんですけども、私の感じたことは行政提示の基準はわかるんですけども、先ほど言ったように業者のほうに寄り添ったことというのは考えているのかなっていうのがちょっといま答弁聞いて疑問なところもあります。事業規模にもよりますけれども、毎シーズンの人員の確保であったり、また確保したとしても今シーズンのように出勤がなく、待機しているという状況も聞いております。道央圏や函館では、待機保証の見直しだとか、あと保有のための管理費、また固定費を一定基準で支払うとなっております。また来年以降、大雪になるとは限りませんが、いままでもおり質の高い迅速丁寧な除排雪ができるようにそれらを踏まえて、事業者と膝詰めで協議していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) これまで協議の内容につきましては、このあと建設水道課長より

説明をさせますが、保証額の見直し等につきましては、また今シーズンもう終わりますので、これは契約書もありますので、それはそれとして、いま廣瀬議員ご心配されておりますように、消費税も上がりました、いろんな管理費も上がりました、そういう中では検討することも必要かと思っておりますので、それはこのあとということで、まずはこれまでの経過について、建設水道課長から説明をさせます。

**○議長(又地信也君)** 建設水道課長。

**○建設水道課長(構口 学君)** 私のほうからこれまでの最低保証の設定について、若干説明したいと思います。

まず、当町における最低保証の設定をした時期なんですけど、平成22年度にこういった少雪による業者にかかる経費の分というのが、全道的にこの年以前に少雪という時期がありまして、問題となっておりました。それで、平成22年度に最低保証ということで、当町におきましては、6割という考え方で設定しております。この6割という考え方につきましては、この最低保証の設定基準につきましては、これといった基準というのがないのが現状でございます。渡島西部4町でも当然、変わっております。これは、自治体独自で業者が重機にかかる経費がどのくらいかかるかというのは、重機をリースしているのか、もう買い取りが終わっているのかということで、経費のかかり方というのも変わってきます。そのようなことから平成22年度に業者さんと聞き取りをした中で、6割ということで双方合意のもと、最低保証の基準を設定しております。単価につきましても、先ほど町長のほうからもお話もありましたが、その年の10月の末くらいの単価、近々の単価です。これの単価でやっております。あと細かいことなんですけど、4・5年前とかになりますけれども、軽油の燃料費の高騰という部分もございました。そういった中で、契約の変更がないかということも必要ないかということもその当時、業者のほうと協議もさせてもらいながら、単価契約というのもしております。

最後に、業者のほうからそういった協議はなかったというお話がございましたが、平成22年度に最低保証の協議をさせた中で、今年度1月に各業者に私どもも部分払いの途中での支払いが必要ないかということもご相談させていただいた上で、大丈夫だというお話もいただいておりますから、それで3月末にもし最低保証に金額に届かなければその金額をお支払いするというので、協議はしております。

最後になりますけど、廣瀬議員おっしゃるとおり、やはり業者を守るという観点からも今後、こういった状況があると考えられます。そのようなことから、今後もより一層業者のほうと連携深めながら協議をして除雪の運行に努めていきたいと思っております。以上です。

**○議長(又地信也君)** 8番 廣瀬雅一君。

**○8番(廣瀬雅一君)** ありがとうございます。22年もうそれから10年経っているということで、直近の単価での計算でのあれだと思んですけども、22年前に決めた1時間、60%という数字自体が今回、それがそぐっているかどうかそこはわかりませんが、また業者さんと協議はしたということで、これからはまた協議してなんとかそれにそぐうようなことに進むと思っております。

最後に1点、いろいろ調べてみますと各市町村、先ほど答弁あったように違うということなんですけれども、当町としては例えば管理費・固定費、全額じゃないですけども、ある一定の基準でそっちのほうをみてみようかというようなお考えはありますか。

**○議長(又地信也君)** 建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 管理費・固定費ということは、固定の金額という意味合いでしょうか。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時47分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) 当町、単価契約をしております、その中に経費等は含まれた契約になっております。以上です。

○議長(又地信也君) 8番 廣瀬雅一君。

○8番(廣瀬雅一君) わかりました。ちょっと先ほども言いましたけれども、業者に寄り添った協議というものを進めていただきたいと思います。私からは以上です。

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、一般質問は終了いたしました。

### 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(又地信也君) 日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程になりました、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年度木古内町一般会計補正予算(第10号)の専決処分を行い、歳入歳出それぞれに13万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を45億6,166万4,000円とするものです。

議案の綴りの一番最後に承認1号が綴られております。

補正の内容は、北海道管楽器個人コンクール及び北海道アンサンブルコンクールへの参加報償費の補正です。

それでは、歳出の詳細について説明いたします。

7ページをお開き願います。

あわせて、資料番号1 議案説明資料の20ページから22ページをお開き願います。

10款 教育費、2項 小学校費、2目 教育振興費、8節 報償費 13万3,000円の追加は、木古内小学校吹奏楽部が本年1月12日開催の第56回北海道管楽器個人コンクール函館地区予選及び第51回北海道アンサンブルコンクール函館地区予選大会において、両部門とも金賞を受賞し、2月16日札幌市で開催された全道大会に出場するための参加報償費の補正です。

資料の20ページに参加に要する費用及び予算の執行状況と補正額の内訳を、21ページには参加者の名簿を、22ページには参加報償費の内訳を記載しておりますので、ご参照願います。

なお、大会の結果につきましては、両部門とも見事金賞を受賞しております。  
続きまして、歳入を説明いたします。

6ページをお開き願います。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 13万3,000円は、この  
たびの補正に係る財源調整です。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することにご異  
議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたし  
ました。

**議案第11号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第11号)**

**議案第12号 平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)**

**議案第13号 平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)**

**議案第15号 平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)**

**議案第16号 平成31年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)**

**議案第17号 平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)**

○議長(又地信也君) 日程第11、議案第11号ほか5件は、関連がありますので一括議題とい  
たします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(福田伸一君) それでは、朗読いたします。

日程第11 議案第11号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第11号)、日程第12 議  
案第12号 平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、日程第13 議案第  
13号 平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)、日程第14 議案第  
15号 平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、日程第15 議案第16号  
平成31年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)、日程第16 議案第17号

平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。以上でございます。

○議長(又地信也君) 議会事務局長の朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

はじめに、副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま一括上程となりました、議案第11号 平成31年度木古内町一般会計補正予算（第11号）、及び議案第12号 平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第13号 平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）、議案第15号 平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第16号 平成31年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）、並びに議案第17号 平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第11号からご説明いたします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,937万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を44億6,228万7,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、5ページの第2表 繰越明許費補正は、6款 農林水産業費、1項 農業費、事業名 農業競争力強化基盤整備事業として1,037万5,000円、及び8款 土木費、5項 住宅費、事業名 港団地建替事業は、7億1,170万円から5,975万5,000円減額し、6億5,194万5,000円を繰越明許費としてお願いするものです。

6ページの第4表 地方債補正は、事業費の確定見込みによる起債額の補正で、補正後の限度額の総額を5億9,230万円とするものです。

歳出の主な補正内容は、1款 議会費は、実績見込みによる減額補正です。

2款 総務費は、自治法・地域振興派遣負担金、教育基金、まちづくり応援基金積立金の追加、及び事業費等の確定見込みによる減額補正です。

3款 民生費は、介護保険事業特別会計繰出金の追加、及び事業実績等の確定見込みによる減額補正です。

4款 衛生費は、病院事業会計負担金の追加、及び事業実績等の確定見込みによる減額補正です。

6款 農林水産業費は、農業競争力強化基盤整備事業分担金の追加、及び事業実績等の確定見込みによる減額補正です。

7款 商工費は、中小企業・小規模企業経営改善等支援補助金の追加、及び事業実績等の確定見込みによる減額補正です。

8款 土木費は、除雪事業費、港団地建替工事など事業実績等の確定見込みによる減額補正です。

9款 消防費は、渡島西部広域事務組合負担金の減額並びに、事業実績等の確定見込みによる減額補正です。

10款 教育費は、事業実績等の確定見込みによる減額補正です。

12款 公債費は、予算計上誤りによる、元金の追加及び利子の減額です。

14款 職員給与費は、事業実績等の確定見込みによる減額補正です。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第12号につきまして、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ353万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億7,421万1,000円とするものです。

このたびの補正の主な理由ですが、1款 総務費は、国民健康保険システム改修委託料の追加、及び事業実績に伴う減額補正です。

5款 保健事業費は、表彰者数や受信者数の減に伴う減額、及び事業実績に伴う健康管理システムリース料の減額補正です。

8款 諸支出金は、平成30年度負担金の確定、及び国保病院事業会計繰出金の追加補正です。

9款 予備費は、医療系業務端末の国保連合会一括調達経費の低減等に伴う追加補正です。

なお、詳細につきましては、町民課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第13号につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

収益的収入及び支出 第2条は、本年度予算第3条に定めた予定額におきまして、収益的収入では、第1款 病院事業収益、第2項 医業外収益に8,048万2,000円を追加し、総額を15億3,530万5,000円とするものです。

収益的支出では、第1款 病院事業費用、第1項 医業費用に382万円を追加し、総額を15億3,112万3,000円とするものです。

資本的収入及び支出 第3条は、本年度予算第4条に定めた予定額におきまして、資本的収入 第1款 資本的収入、第1項 企業債で70万円、第3項 国庫補助金で5万円、第4項 道費補助金で152万5,000円、計227万5,000円を追加し、その総額を1億867万8,000円とするものです。

なお、詳細につきましては、病院事業事務局長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第15号につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,563万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、7億4,009万3,000円とするものです。

このたびの補正の主な内容ですが、1款 総務費は、旅費の実績見込みによる減額補正です。

2款 保険給付費は、施設サービス利用者などの増による追加補正です。

6款 予備費は、保険給付費の追加の財源とするための減額補正です。

なお、詳細につきましては、保健福祉課長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第16号について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いします。



歳入歳出予算の総額は272万5,000円のまま、歳出のみ補正をするものです。

それでは、歳出のご説明をいたします。

6ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、9節 旅費 15万円、及び19節 負担金補助及び交付金 8万円は、実績見込みによる減額です。

28節 繰出金 23万円は、旅費及び負担金補助及び交付金の減額に伴う増額です。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

次に、議案第17号について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3,677万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,676万3,000円とするものです。

補正の主な内容ですが、4ページの第2表 地方債補正は、事業費の確定見込みによる起債額の補正で、下水道事業債で2,060万円を減額し、補正後の限度額の総額を4,560万円とするものです。

歳出の主な補正内容は、1款 総務費は前年度消費税納付金の確定、及び事業実績等確定見込みに伴う減額補正です。

2款 施設費は、污水管渠新設工事の入札減等実績確定見込みによる減額です。

3款 公債費は、財源振替及び長期債利子における不用額の減額をするものです。

なお、詳細につきましては、建設水道課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。以上、一括提案とします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

議案第11号 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 総務課、若山です。

議案第11号の詳細につきまして、ご説明いたします。

はじめに、歳出より説明を行います。

15ページをお開き願います。

1款・1項・1目 議会費 60万8,000円の減額は、議員1名の退職等実績見込みによる減額補正です。

次に、16ページをお開き願います。

2款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、4節 共済費 60万4,000円、及び7節 賃金 191万1,000円は、病気休暇等に対応するための非常勤職員等賃金に係るもので、実績見込みにより減額補正するものです。

14節 使用料及び賃借料 143万9,000円は、実績見込みにより減額補正するものです。

19節 負担金補助及び交付金 1,627万6,000円の追加は、実績見込みによる他自治体所在高等学校通学補助金 47万2,000円、道南いさりび鉄道通学利用者助成金 62万7,000円の減額、及び北海道からの派遣職員に係る負担金 1,737万5,000円の追加によるものです。

25節 積立金 573万2,000円の追加は、備荒資金組合積立金 74万8,000円の減額、及び教育基金積立金 29万円並びにまちづくり応援基金積立金 619万円の追加補正となっております。

3目 施設管理費、11節 需用費 100万円の減額は、実績見込みによる減額、15節 工事請負費 70万4,000円、及び18節 備品購入費 41万8,000円の減額は、入札執行残による減額補正となっております。

17ページをお開き願います。

5目 企画振興費、8節 報償費 9万8,000円は、札幌木古内及び東京木古内会参加報償費の実績確定による減額です。

9節 旅費 35万7,000円の減額は、東京木古内会を今年度当町で開催したことによるものです。

19節 負担金補助及び交付金 314万7,000円は、江差木古内線バス運行補助金など、いずれも実績見込みに伴う減額補正です。

6目 新幹線推進費、9節 旅費 53万9,000円の減額は、江戸川区民まつりの中止など実績見込みに伴う減額補正です。

7目 広域観光推進費、4節 共済費から18節 備品購入費まで、あわせて306万円の減額は、広域観光の推進に向け、地域おこし協力隊の募集を行いましたが、採用に至らなかったため、関連する予算を減額するものです。

次に、18ページをお開き願います。

3項・1目 戸籍住民基本台帳費、14節 使用料及び賃借料 30万円は、戸籍システム機器の借上料について、事業実績見込みによる減額です。

19節 負担金補助及び交付金 14万6,000円は、個人番号カード関連事務交付金の交付上限見込額の確定による追加です。

次に、19ページをお開き願います。

4項 選挙費、2目 参議院議員選挙費 165万6,000円は、事業実績確定による減額です。

3目 北海道知事及び議会議員選挙費 82万円についても、事業実績確定による減額です。

次に、20ページをお開き願います。

4目 木古内町議会議員選挙費 63万9,000円についても、事業実績確定による減額となっております。

次に、21ページをお開き願います。

5項・1目 統計調査費 77万5,000円は、今年度予定していた全国消費実態調査が対象外となったことなど、各種調査の実績見込みに伴う減額です。

次に、22ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、1目 社会福祉総務費、20節 扶助費 24万円は、福祉灯油等支給事業に係る申請件数の減に伴う減額補正となっております。

28節 繰出金 30万8,000円の減額は、健康管理センター運営費にかかる交付金の減額に伴い、一般会計からの繰出金で調整するものです。

3目 老人福祉費、13節 委託料ですが、介護職員初任者研修委託料は、実績見込みにより80万円の減、及び木古内町小規模多機能型居宅介護施設建設工事実施設計委託料は、入札執行残による192万5,000円の減、あわせて272万5,000円の減額です。

19節 負担金補助及び交付金 188万7,000円は、木古内町社会福祉協議会補助金の実績見込みによる減額です。

28節 繰出金 236万3,000円は、介護サービス給付費増に伴う繰出金の追加補正です。

5目 保健福祉総務費、20節 扶助費 676万4,000円は、対象者の減に伴う減額補正となっております。

次に、23ページをお開き願います。

10目 福祉施設管理費、4節 共済費及び7節 賃金、あわせまして88万5,000円は、人事異動による職員の配置による減額補正です。

次に、24ページをお開き願います。

2項 児童福祉費、2目 児童措置費、13節 委託料 1,123万5,000円は、入所児童数が少なく経過しているため、実績見込みにより減額するものです。

20節 扶助費 223万円は、児童手当の給付実績等見込みによる減額補正です。

3目 児童福祉施設費は、子ども子育て支援交付金が増額されたことに伴い財源振替を行うものです。

次に、25ページをお開き願います。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、1目 保健衛生総務費、19節 負担金補助及び交付金 7,461万9,000円は、病院事業会計負担金として追加補正するものです。

2目 予防費、13節 委託料 274万7,000円は、各種がん検診、及び妊産婦健診の実績見込みによる減額補正です。

予防接種委託料についても、当初見込みより接種数が少なかったことによる減額補正です。

3目 環境衛生費、19節 負担金補助及び交付金 1,003万4,000円の減額ですが、空き家等解体除去補助金 129万4,000円は、空き家等解体除去補助金申請額の確定による減額補正です。

合併浄化槽設置補助金 850万円及び水洗化助成金 24万円は、実績見込みによる減額補正です。

次に、26ページをお開き願います。

2項 清掃費、1目 清掃総務費、19節 負担金補助及び交付金 538万5,000円は、渡島西部広域事務組合及び渡島廃棄物広域連合負担金の各項目の精査による減額補正となっております。

次に、27ページをお開き願います。

6款 農林水産業費、1項 農業費、4目 農業振興費、19節 負担金補助及び交付金のうち1,037万5,000円は、農業競争力強化基盤整備事業分担金で、国の令和元年度補正予算編成に伴い、木古内地区への割り当てがされたことによる増額補正です。

議案提案で説明しましたとおり、事業実施が令和2年度となることから、繰越予算での執行を予定しております。

担い手先進地研修補助金 16万8,000円は、研修が中止となったことによる減額補正です。

5目 畜産業費 23万4,000円は、事業実績に伴う減額補正です。

次に、28ページをお開き願います。

2項 林業費、3目 町有林管理費、13節 委託料 356万1,000円は、森林環境保全整備事業等の入札減や実測面積の減少等により、減額補正するものです。

次に、29ページをお開き願います。

3項 水産業費、2目 水産振興費 19節 負担金補助及び交付金 13万1,000円は、事業完了に伴う額の確定による減額補正となっております。

次に、30ページをお開き願います。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、8節 報償費から19節 負担金補助及び交付金の鶴岡大産業祭り、さっぽろオータムフェスト出店負担金まで計37万6,000円は、江戸川区民まつりの中止など事業実績による減額。

中小企業融資信用保証料補助金と利子補給補助金の計67万8,000円の減額は、こちらも実績によるものです。

また、300万円の追加は、木古内町中小企業・小規模企業振興基本条例第10条に基づき、支援補助金を追加するものです。

資料番号1 議案説明資料の1ページに、今年度これまでの支援補助金の内訳を記載しておりますのでご参照願います。

3目 観光推進費、8節 報償費 29万2,000円の減額ですが、観光振興計画推進協議会委員報償費 19万2,000円については、委員報償費辞退者が出たことによる減額。また、アクションプラン支援事業講師謝金 10万円、及び12節 役務費 1万7,000円の減額は、北海道観光振興機構の事業に振り替えたことによる減額補正です。

次に、31ページをお開き願います。

8款 土木費、2項 道路橋梁費、1目 道路維持費、13節 委託料のうち4,385万円及び14節 使用料及び賃借料 111万1,000円は、今年度の小雪に伴う除排雪費の実績見込みによる減額補正です。

委託料のうち、橋梁長寿命化事業第一佐女川橋評価調査 279万5,000円及び15節 工事請負費 中野橋橋梁補修工事 762万2,000円は、入札執行残及び事業費確定による減額補正となっております。

次に、32ページをお開き願います。

4項 都市計画費、1目 都市計画総務費、13節 委託料 104万5,000円は、木古内町マスタープラン見直し業務委託の入札執行残による減額、28節 繰出金 3万8,000円は、下水道事業特別会計繰出金の減額補正です。

次に、33ページをお開き願います。

5項 住宅費、2目 道営住宅管理費 10万円は、実績見込みによる減額補正です。

3目 公営住宅建設費、13節 委託料 18万円、及び15節 工事請負費 5,957万5,000円は、港団地建替工事等の事業費精査と入札執行残による減額補正となっております。

次に、34ページをお開き願います。

9款・1項・1目 消防費、19節 負担金補助及び交付金 1,261万6,000円は、渡島西部広域事務組合負担金の各項目の精査による減額補正となっております。

2目 災害対策費、13節 委託料 31万3,000円は、防災無線更新事業委託料の入札執行残による減額補正となっております。

15節 工事請負費 126万4,000円ですが、函館自動車道の工事を受注している、各事業所さんのご協力により、今年度予定していた泉沢地区避難路整備工事を地域貢献事業として、実施いただいたことによる減額補正となっております。

次に、35ページをお開き願います。

10款 教育費、1項 教育総務費、1目 教育委員会費、9節 旅費 8万円、2目 事務局費、1節 報酬から8節 報償費まであわせて178万円は、実績見込みによる減額補正で

す。

次に、36ページをお開き願います。

2項 小学校費、1目 学校管理費、11節 需用費、12節 役務費、あわせまして33万円は、実績見込みによる減額補正です。

2目 教育振興費、19節 負担金補助及び交付金 17万円は、授業用スキーの新規購入者の減に伴う減額補正です。

20節 扶助費 25万円は、要・準要保護児童就学援助費で該当児童数の減に伴う減額補正です。

次に、37ページをお開き願います。

3項 中学校費、1目 学校管理費、12節 役務費 8万1,000円は、地下タンク改修工事実施により、今年度の検査が免除されたことによる減額、15節 工事請負費 23万4,000円は、入札執行残を減額補正するものです。

2目 教育振興費、18節 備品購入費 13万2,000円は、実績見込みにより減額、20節 扶助費 28万円は、要・準要保護生徒就学援助費で該当生徒数の減に伴う減額補正です。

次に、38ページをお開き願います。

4項 社会教育費、1目 社会教育総務費 27万8,000円は、事業実績見込みによる減額補正です。

2目 公民館費、11節 需用費 235万円は、実績見込みによる減額、12節 役務費 8万1,000円は、施設改修工事の際、地下タンクの利用変更に伴う確認検査を実施したことで、今年度の検査が免除されたことによる減額補正です。

3目 資料館運営管理費 248万6,000円は、再任用職員の配置により、非常勤職員の共済費、賃金を減額するものです。

次に、39ページをお開き願います。

5項 保健体育費、2目 保健体育施設費 28万2,000円は、パークゴルフ場等管理賃金実績による減額補正です。

次に、40ページをお開き願います。

12款・1項 公債費、1目 元金 322万8,000円の追加、及び2目 利子 322万8,000円同額の減額は、予算計上時に償還期間誤りがあったため、貸付条件による元金の追加と実績見込みによる利子の減額補正を行うものとなっております。

次に、41ページをお開き願います。

14款・1項・1目 職員給与費 459万3,000円は、実績見込みにより減額補正するものです。

次に、歳入の説明を行います。

9ページをお開き願います。

12款 分担金及び負担金、1項 分担金、1目 農林水産業費分担金、1節 農業費分担金 705万5,000円は、農業競争力強化基盤整備事業に係る受益者の分担金として追加補正を行うものです。

2項 負担金、1目 民生費負担金、2節 児童福祉費負担金 396万円は、幼児教育無償化に伴う、3歳以上児の保育料減額分です。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 232

万7,000円は、対象者の減に伴う減額補正となっております。

2節 児童福祉費負担金 493万2,000円ですが、子どものための教育・保育給付費負担金 339万7,000円は、保育所運営費委託料の減額により、負担金算定基礎額も減額になることに伴う減額補正です。

児童手当負担金 153万5,000円は、給付実績等に伴う減額補正となっております。

2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 14万6,000円は、個人番号カード交付事業の上限見込額が確定したことに伴う追加補正です。

次に、10ページをお開き願います。

2目 民生費補助金 11万4,000円は、放課後児童健全育成事業学童保育に係る、子ども子育て支援交付金の交付決定額増による追加補正です。

3目 衛生費補助金 128万2,000円は、合併浄化槽設置事業に係る、循環型社会形成交付金の交付額確定に伴う減額補正です。

4目 土木費補助金、1節 道路改良費交付金 688万6,000円は、橋梁長寿命化事業交付金の交付金額確定に伴う減額補正、2節 住宅費交付金 6,341万円は、港団地建替事業費の入札減などに伴う交付金の減額補正です。

3項 国庫委託金、1目 総務費委託金 165万6,000円は、参議院議員選挙実績による委託金の減額補正です。

次に、11ページをお開き願います。

15款 道支出金、1項 道負担金、1目 民生費負担金、1節 社会福祉費負担金 116万3,000円は、国庫負担金と同じく障害者介護給付等に係る対象者の減に伴う減額補正となっております。

2節 児童福祉費負担金 257万4,000円は、国庫負担金と同様の事由による減額補正です。

2項 道補助金、1目 総務費補助金 58万2,000円は、電源立地対策交付金の実績見込みによる減額補正です。

2目 民生費補助金、7節 児童福祉費補助金 111万8,000円は、学童保育に係る子ども子育て支援交付金の交付決定額増による追加、及び道が実施する多子世帯保育料軽減支援事業に該当する児童の増加による追加補正です。

4目 農林水産業費補助金 45万3,000円は、森林環境保全整備事業等事業費確定による減額補正です。

次に、12ページをお開き願います。

3項 道委託金、1目 総務費委託金 168万円は、北海道知事選挙及び議会議員選挙実績、及び各種調査の交付決定に伴う減額補正です。

16款 財産収入、1項 財産運用収入、2目・1節 利子及び配当金 74万8,000円の減額は、配分金確定に伴う減額補正です。

17款・1項 寄附金、3目・1節 教育費寄附金 29万円、及び4目 まちづくり応援寄附金 619万円は、実績見込みによる追加補正となっております。

次に、13ページをお開き願います。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 2,385万3,000円は、このたびの補正に係る財源調整です。

2目・1節 江差線代替輸送確保基金繰入金 89万円は、実績見込みに伴う減額補正です。

6目・1節 中小企業・小規模企業経営改善等支援基金繰入金 300万円は、歳出で説明しましたとおり、支援補助金に伴う財源として、追加補正をするものです。

21款・1項 町債、1目 総務債、2節 過疎地域自立促進特別事業債 4,000万円は、過疎ソフト限度超過額の当町の配分額が確定したことによる減額補正です。

3節 公共施設整備債 30万円は、実績見込みによる減額補正です。

次に、14ページをお開き願います。

2目 農林水産業債、1節 農業施設整備事業債 330万円は、農業競争力強化基盤整備事業に係る起債額の追加補正です。

3目 土木債、1節 橋梁整備事業債 300万円は、事業実績の見込みによる減額となっております。

2節 公営住宅整備事業債 350万円は、港団地建替事業に係る国庫補助金の減額に伴う起債額の追加補正です。

4目 消防債、1節 消防施設整備事業債 850万円は、渡島西部広域事務組合が実施した、高規格救急自動車車両本体をJA共済連から寄贈されたことに伴う事業費の減、及び実績見込みによる減額です。

2節 防災施設整備事業債 150万円は、歳出で説明しました泉沢地区避難路整備事業を地域貢献で実施したことなどによる事業費の減額補正です。

5目 民生債、1節 介護施設整備事業債 210万円は、小規模多機能型居宅介護施設建設工事実施設計委託料の実績に伴う減額補正です。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後3時28分
再開	午後3時40分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、詳細説明をお願いいたします。

議案第12号、町民課長。

○町民課長(吉田廣之君) 町民課長、吉田です。

それでは、議案第12号の詳細につきまして、ご説明いたします。

はじめに、歳出より説明を行います。

7ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、13節 委託料は、医療費請求件数の減により、共同電算処理委託料を10万9,000円の減額、医療費通知件数の減により医療費通知処理委託料を4万2,000円の減額、マイナンバーを活用した国民健康保険システム改修委託料として、30万3,000円の追加をするものです。

18節 備品購入費は、国保連合会一括調達により25万6,000円の減額となっております。

8ページをお開きください。

5款 保健事業費、1項・1目 特定健康診査等事業費 15万6,000円の財源振替は、特定健康診査負担金額確定に伴う財源振替です。

9ページをお開きください。

2項 保健事業費、1目 疾病予防費、8節 報償費 健康家庭優良表彰者数の減により、記念品代の10万円の減額、13節 委託料 簡易脳健診受診者数の減により、委託料を27万円減額するものです。

10ページをお開きください。

3項 特別総合保健施設事業費、1目 保健指導事業費、14節 使用料及び賃借料は、健康管理システムリース料金の変更により、30万8,000円の減額をするものです。

11ページをお開きください。

8款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、5目 特定健康診査等負担金 平成30年度の特定健康審査等負担金の確定に伴う精算分として、32万9,000円の追加をするものです。

12ページをお開きください。

3項 繰入金、1目 直営診療施設勘定繰入金、28節 繰入金 特別調整交付金の確定により、国保病院事業会計繰入金 379万6,000円の追加をするものです。

13ページをお開きください。

9款・1項・1目 予備費、節 予備費 医療系業務端末の一括調達経費の低減等により、19万円の追加をお願いします。

次に、歳入の説明を行います。

6ページをお開きください。

3款 道支出金、1項 道負担金、1目 保険給付費等交付金、2節 保険給付費等特別交付金 364万円の追加は、特別調整交付金の確定に伴い、特別調整交付金分として377万1,000円、及び道繰入金として2万5,000円の追加、及び特定健康診査等負担金の確定により15万6,000円を減額するものです。

5款 繰入金、1項・1目 一般会計繰入金、5節 その他一般会計繰入金 30万8,000円は、先ほど歳出でご説明いたしました、健康管理システムリース料の減額に伴い減額するものです。

8款 国庫支出金、1項 国庫補助金、2目・1節 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 20万1,000円の追加は、マイナンバーを活用した情報連携システム改修に伴う補助金です。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、議案第13号。

病院事業事務局長。

○病院事業事務局長(平野弘輝君) それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

収益的支出の支出よりご説明いたします。

6ページをお開きください。

1款 病院事業費用、1項 医業費用、1目 給与費 382万円の追加は、退職手当組合への精算金の額の確定によります。

続いて、収入をご説明いたします。

5ページをお開き願います。

1款 病院事業収益、2項 医業外収益、2目 他会計補助金 2,190万円の減額は、過疎ソフト事業である地域医療対策補助金の額の確定によるものです。



同じく3目 他会計負担金 9,651万9,000円の追加は、病院事業に対する交付税措置額の確定によるものです。

7目 負担金及び交付金 214万2,000円の追加は、北海道医師会からの休日当番診療確保に対する交付金の確定によるものです。

8目 補助金 372万1,000円の追加は、国庫補助金として医師等の確保対策、及び救急患者受入に要した費用に対する補助金の確定によるものです。

続いて、資本的収入についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。

収入をご説明いたします。

1款 資本的収入、1項 企業債、1目 企業債 70万円の追加は、ポータブルエコアの更新に伴い、補助金充当額の残りを企業債で適用するためによるものです。

続いて、1款 資本的収入、3項 国庫補助金、1目 国庫補助金 5万円の追加は、当初予算で計上している補助金が消費税率引上げに伴い、補助上限額が変更になったことによるものです。

続いて、4項 道費補助金、1目 道費補助金 152万5,000円の追加は、ポータブルエコア更新に対する補助金 150万円と、国庫補助金でご説明いたしました消費税率引上げに伴う補助上限額変更により、2万5,000円が増加したことによるものです。

資本的勘定につきましては、支出はございません。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしく願います。

○議長(又地信也君) 次に、議案第15号。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(羽沢裕一君) それでは、議案第15号の詳細につきまして、ご説明いたします。

歳出より説明を行います。

8ページをお開きください。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、9節 旅費 33万8,000円は、実績見込みによる減額補正です。

9ページをお開きください。

2款・1項 保険給付費、1目 介護サービス等給付費、19節 負担金補助及び交付金 2,344万円は、地域密着型サービス及び施設サービス利用者の増による追加補正です。

10ページをお開きください。

6款・1項・1目・節 予備費 746万3,000円の減額は、介護サービス等給付費の追加補正の財源とするため、予備費より充当をするものです。

次に、歳入の説明を行います。

6ページをお開きください。

4款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 介護給付費負担金、1節 現年度分 326万1,000円、5款・1項 支払基金交付金、1目 介護給付費交付金、1節 現年度分 598万6,000円、6款 道支出金、1項 道負担金、1目 介護給付費負担金、1節 現年度分 379万9,000円、及び7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 介護給付費繰入金、1節 現年度分 293万1,000円は、介護サービス等給付費の増額に伴い追加補正するものです。

7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、4目 その他一般会計繰入金、1節 事務費繰入金 56万8,000円の減額は、歳出の減額補正、及び介護サービス事業勘定繰入金の増額に伴い減額補正するものです。

7ページをお開きください。

2項・1目・1節 介護サービス事業勘定繰入金 23万円は、介護サービス事業特別会計の歳出の実績見込みに伴い追加補正するものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 次に、議案第17号。

建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

1款 総務費、1項 総務管理費、1目 一般管理費、27節 公課費で10万8,000円の減額は、前年度消費税納付金確定に伴う不用額を減額するものです。

2目 クリーンセンター費、11節 需用費で、薬品費 40万円、整備費 50万円、計90万円の減額は、不用額を減額するものです。

13節 委託料は、汚泥処分費 15万円、汚泥運搬費 5万円、計20万円の減額は、不用額を減額するものです。

9ページになります。

2款 施設費、1項・1目 施設整備費、11節 需用費で20万円の減額は、給水管切回し費の不用額です。

13節 委託料 930万円の減額と、15節 工事請負費 2,560万円の減額は、事業費の確定と入札減による不用額を減額するものです。

続きまして、10ページになります。

3款・1項 公債費、1目 元金 430万円は、財源の振替です。

2目 利子、23節 償還金利子及び割引料 47万円の減額は、長期債利子における不用額の減額です。

続いて、歳入の説明をさせていただきます。

7ページになります。

2款 使用料及び手数料、2項 手数料、4目 汚泥処理手数料、1節 合併浄化槽汚泥処理手数料 86万円の増額は、実績見込みによる増額です。

3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 下水道費補助金、1節 下水道事業費交付金 1,700万円の減額は、社会資本整備総合交付金の交付額確定による減額です。

4款・1項 繰入金、1目 他会計繰入金、1節 一般会計繰入金 3万8,000円の減額は、歳入歳出の調整に伴うものです。

7款・1項 町債、1目・1節 下水道事業債 2,060万円の減額は、公共下水道事業債で1,630万円の減額、下水道事業資本費平準化債で430万円の減額は、今回補正による減額を当該債で対応することによるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(又地信也君) 以上、一括議題の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** 一つ、ちょっとお尋ねいたします。

議案第11号の平成31年度木古内町一般会計補正予算の29ページになります。

水産振興費で、実績に伴う減ということで13万1,000円、内訳はアワビ人工種苗購入事業補助金ということになっております。これについては、毎年各議員ご承知のとおり、振興策ということでアワビ・ウニ等の補助させていただいています。金額は13万1,000円ということで、さほどの金額じゃないんですけども、ここ何年かだと思っただけでも、いわゆる仕入れ先の状況の中で、数で対応せざるを得ないというようなことはちょっと聞いていたんですけども、これ例えば去年とかという流れの中で、あるいは一昨年でもいいんですけども、この数でいわゆる例えば1万個だよ2万個だよっていう限定の中で、確かそういう話は聞いているんですけども。この金額は13万1,000円っていうベースなんだけれども、これどうしてこんな予算が余るような事業展開っていうか、本来やはりこの辺は漁民のためにきちんと対策を立てて、きのうきょうわかっていることでないわけだから、毎年ほぼここ数年来対応してきているわけですよ。だから、仮にそうであれば事前のやはり根回しとかかそういう部分っていうのはどうなっているんだろうということで、これのちょっと説明をお願いしたいんですけども。

**○議長(又地信也君)** 産業経済課長。

**○産業経済課長(片桐一路君)** ただいまのアワビの人工種苗の購入事業の補助金ですけども、まず栽培漁業公社からうちのほうは購入しております。1万5,000個当初買う予定でございましたが、栽培漁業公社のほうで、確保ができませんでした。結果的にそういうことになります。それで、35mm以下の種苗これは売ってはあったんですけども、それは死滅する確率が高くなるということもありまして、結局3,000個を買わないということの決断に至りました。

**○議長(又地信也君)** 6番 新井田昭男君。

**○6番(新井田昭男君)** いま担当課長からご説明いただきましたけれども、これってやはりどう見たって前浜のために、これだけの事業を打っているわけですよ。事前のやはり例えば、そういう振興社だとかいろんな部分との打ち合わせ当然あると思うんです。だけれどもやはりこういうものっていうのは、ある程度前押しでガンガンガンガンいかないと、結局足りないんだよって、ごめんね、ないから売れないよっていうようなそういうことじゃないと思うんです、交渉っていうのは。やはりそういう部分というのは、きちんと漁家のためを思うっていう心がないとやはり一歩も二歩も踏み出せないわけですよ。だから、金額は小さいっていうふうに思うかもしれないけれども、やはりこういう振興策の予定額っていうのは、きちんと遂行していくんだっていう部分でないとなかなかこういう補助したって金額はいま言ったように小さいのになって思うかもしれないけれども、やはり意気込みとして今後そういう部分っていうのは必要だと思うんですよ。ですから、今後はやはりそういう事前の打ち合わせ、あるいは交渉事はきちんとどうなんだと、うちも分けてもらわなきゃ困るんだというぐらゐの意気込み持って対応していただければと思います。一応要望として終わります。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 1番 平野です。

3月定例会の補正については、ほぼほぼが実績見込みであったり、不用額という内容で理解するものがほぼでした。中には、町の施策として取り組んでいるのに、不用額が大きく余ってしまって残念な部分もありますが、それは決算委員会で指摘したいと思います。

そこで、何点か確認だけしたいんですけども、16ページの一般会計補正の中で、一般管理費の負担金補助及び交付金の中で、自治法・地域振興派遣負担金という記載があります。

これについては、先ほど総務課長からの説明で内容は理解したところですけども、ことしの昨年になりますか予算委員会の際に、大森町長から北海道のかたの力を借りてという思いを聞いた中で予算審査したわけですけども、私その中で人件費として入っているものだと思っていたんですね。その予算委員会の際に、このような年度末に負担金として予算計上するっていう説明ってされていきましたか。ちょっとそこをお聞かせいただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 1点でよろしいですか。質問があれば、全部言ってください。順番に答弁させますので。

1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 続けます。まず、それが1点です。それと、同ページの同じ節で他自治体の高等学校通学補助金並びに道南いさりび鉄道通学利用者助成金、これは他自治体の高校に通われるかたは、確か卒業されるかたの全員の予算をいれていたもので、不用額が発生したのかなとも予想しています。しかしながら、3分の1以上の予算が使われていないと。

もう一つの道南いさりび鉄道の通学利用者の助成金については、当初予算から約5分の2ほどの不用となっているんですね。これについては、当初の予算の際にも人数の試算もしているんですね。その33名っていうふう聞いていました。この試算に対して大幅に人数が違ったのか、はたしていつも指摘する対象になっているかたが申請を出されてなくて行き渡っていないのか、その辺の調査された上で補正されているのかをあわせてお聞かせください。

**○議長(又地信也君)** 答弁を求めます。

総務課長。

**○総務課長(若山 忍君)** 16ページの19節 負担金補助の関係、自治法・地域振興派遣の負担金なんですけれども、こちらについては北海道からの派遣職員の受け入れに伴う負担金ということで、内容としましては4月から5月までの前田原室長の管理職等の手当、それと6月以降の新幹線振興室長大山室長の人件費、及び包括ケア推進室長の武藤室長の1年分の人件費ということになっておりまして、例年このかかった費用については、年明け1月以降に北海道のほうから額の提示がありますので、これに伴って毎年度この3月に補正計上させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 2点目の答弁は。

暫時、休憩をいたします。

休憩	午後4時02分
再開	午後4時02分

**○議長(又地信也君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

まちづくり新幹線課長。

○まちづくり新幹線課長(木村春樹君) いさりび鉄道通学助成についてです。

議員ご指摘のとおり、当初予算は33名で計上しております。この通学区間は木古内から函館ということで、見込んでおりました。実績としまして現在、受給しているかた27人で、木古内から七重浜、あるいは五稜郭っていうかたもいらっしゃいまして、五稜郭以降函館のほうに行くと定期代がそれなりに高額になるということで、その積算の結果、決算見込みが93万円強ですので、62万7,000円を減額させていただいています。

ご指摘の申請漏れがないかということなんですけれども、ないというふうに自分達は認識しています。以上です。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 他自治体のほうの答弁もほしいんですけれども。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 申し訳ございません。他自治体所在高等学校通学補助金ということで、こちらについては知内高校と福島商業高校に通う生徒の補助金なんですけれども、当初143万2,000円に対しまして、実績によりまして47万2,000円の減額させていただくということになっております。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午後4時04分
再開	午後4時04分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長(若山 忍君) この通学補助金につきましては、進学前には進学先の高校っていうのが想定の中と言いますか、一応知内・福島に通うという前提の中で予算計上させていただいておりますけれども、それに対しまして実際は函館に通われる生徒さんとかいらっしゃって、この見込みについては予算計上時にはつかみ切れていないということで、こういうふうな減額で対応させていただいているというところです。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 聞いていった順番に、自治法・地域振興派遣負担金、これ毎年3月補正でされていると言いますけれども、当然ながら今年度は自己財源の中で、職員のかたの給料を負担するっていう認識でしたので、金額的には先ほど説明されたようなあれですけれども、毎年毎年この金額は発生するんですか、この項目は。その確認と、やはり当初予算予算編成時に、町長が思いの中で北海道のかたを再度自己財源の中で採用したいという気持ちを伝えられた中、その予算についてはこのような年度末に精算となりますという説明があったのかどうなのか。そこはちょっと私も委員として聞きそびれていたのかどうかわかりませんが、やはりその説明がしっかりあって、しかるべきだと思うんですね。その説明をきちんと認識の中、されていたかどうかをもう一度確認したいと思います。

それと、この総務費としての計上の仕方なんですけれども、これは当然この自治法の派遣負担金という項目になるんでしょうけれども、実際のところ人件費になると思うんです。町のバランスシートを作った時に、人件費がいくらいくら、その他の項目が多数ある中いくら

という中で、この金額って人件費に入らなくなってしまうと思うんですね。そうなった時に、町が木古内町の財政規模がいくらで、それに対して何パーセントの人件費ですっていうバランスが正確じゃないように思うんです、私は。このような計上の仕方できないのか、私はやはり人件費のほうに組み込んで、パーセンテージも正確にするべきだと考えるんですけども、ルール上それが不可なのかどうかなのかも含めて、考えをお聞かせいただきたいと思います。

それと、道南いさりび鉄道の通学利用者助成金なんですけれども、27名実際通われてると。

当初予算が33名に対して27名で、6名減ったからといって5分の2の金額、62万円も減るわけじゃないと思うんですね。例えば七重浜までの駅の計算だと、函館駅まで計算していたのを五駅だったり七重浜手前に降りるっていう金額の差異は現れると思いますけれども、どう計算してもやはりこれ申請漏れがあるんですよ、実際。だから毎年言うのは、その申請漏れは以前も言った時には、担当課長はそれは当然申請しないかたが残念ながらっていう話しましたけれども、やむなく申請できないかたもいるんです。そこはやはりケアして、皆さんに満度にせつかく良い助成なわけですから、行き渡らせていただきたいなどその努力がちょっと足りないんじゃないのかなとそれがこの不用額になっていると思います。その辺の考えをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** まず、自治法・地域振興派遣負担金でございます。

地域振興派遣につきましては、この間、道のほうからずっと派遣をいただいております、その際の人件費の精算というのは、管理職手当です。この分について、行って来たということで、それは毎年、これまで5代目ということで、精算をしております。

それと、自治法派遣につきましては、2代目のかたが3年目を木古内で自治法派遣ということで、過ごしていただきましたので、仕事をしていただきましたので、その際に年度末に精算をしますと。このルールは適用しておりますので、ご存じかというふうに思っております。

昨年、自治法派遣で2名お願いしますというふうになった時に、これは北海道の知事選挙の絡みもありまして、6月以降ということになりましたから、その前に確か常任委員会だったと思うのですが、その中でご説明を申し上げたというふうに記憶をしております。

以上です。

**○議長(又地信也君)** あと、人件費云々の部分。

副町長。

**○副町長(大野 泰君)** 失礼しました。この精算の仕方は北海道のほうのルールでございますから、人件費ということで直接的に町がご本人に毎月負担をしていたわけではなくて、北海道が支払いをし、言ってみれば立替払いをしたものを木古内町が最後に精算するという行為ですから、道に対して負担金ということでお支払いするというルールになっております。

以上です。

**○議長(又地信也君)** まちづくり新幹線課長。

**○まちづくり新幹線課長(木村春樹君)** 道南いさりび鉄道通学利用者助成金の当初予算については、先ほど申し上げたとおり、33名の人数に対して木古内から函館まで通うということで、積算しております。今回は、実際に支給されているかたの3月末までの支給見込みを算出して実績見込みを出した中で、若干の余裕を見て62万7,000円の減額ということになっていま

す。1か月あたり函館まで通うと4,000円前後の助成額になりますから、その12つきの7人分ということであると、30万から35万くらいですか。それと、函館まで通わないことによる、いわゆるJRまでの乗り越ししないことによる減額ということでございます。私どもは、当初から支給すべきかたを全員把握しているわけではなくて、想定の中で人数を把握して、そして実績としているわけですから、申請漏れというふうには考えてございません。以上です。

**○議長(又地信也君)** 1番 平野武志君。

**○1番(平野武志君)** 平野です。

副町長の説明、常任委員会の中で説明しているということでしたので、ちょっと記憶にないんですけども、私の聞き逃しだなと思って反省しております。

それで、私が言っているのは、町でバランスシートを作る時に、決算書の中にも総体のこの木古内町の財政運営の総体の金額、割合が出た時に、人件費にいくらかかっているっていうパーセンテージで、各自治体の議員の資料にも人件費の割合がどのくらいかっているのを参考にするんです、これ人件費だけじゃないんですけども。それにやはりパーセンテージがごまかすっていう言葉じゃないんですけども、もちろん適正な予算の決算のこの載せ方なんですけれども、実際人件費なわけですよ。先ほど言われたように、北海道に立て替えてもらって、それを払うということで、項目は違ってはいますが、実際人件費だと。であれば、そのバランスシートにはやはり人件費の中にいれたほうが正確なバランスシートになるのではないかなということ聞いたんです。

それと木村課長、いまのおっしゃった計算でもあわないんですね。あわないですよ。いまの4,000円掛ける7名、計算すれば出る金額。プラス、例えばだいたい五稜郭駅ですよ。

函館駅ではなくて五稜郭駅、あるいはその手前の七重浜、その差額っていくらなんだっていうことを計算すれば、ここまで上がらないのが事実。じゃあ木村課長がおっしゃるように、申請漏れがないっていうのは実際定期を毎月買って、じゃあ買わない月もある人もいるんじゃないのか、だから申請しないっていう認識の部分もあると思うんです。しかしながら実際、毎月定期を買ったら役場に来なきゃならない、申請書出さなきゃならない、その手続きが共働きされているかたがどうしても来られないことになってしまって、その3,000円ないし2,000円ないしの援助を受けずにいるかたがいるんですよ。ですので私は、そこまで全部調べて全部にあたるように、それは行政として仕事としては手間になりますけれども、そこまでののが一番良いんですけども、やはり受け取り方の簡素化を今後考えてほしいなということを常に申し上げているんです。きょう補正ですから、その答えは求めませんけれども、私の言っている意図をもう一度理解していただいて、考えていただきたいという要望にとどめておきますので、お願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 副町長。

**○副町長(大野 泰君)** 科目上の扱いとしては、負担金でございますので、決算上はその科目でのまとめということになりますので、議員お尋ねの人件費というところでのまとめには入っておりません。ただ、そういったご指摘もございますので、表現できる方法があるかどうかを少し検討してみたいと思います。

**○議長(又地信也君)** ほかに質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** 議案第12号の簡易脳ドック、これは国保の加入者にとっては、大変人

気のある検診だと思っています。これ27万円も残、不用額出るってことは、これ申し込みの期日の関係で締め切っちゃって、例えば利用者が予定の人数に満たなかったのか、あとで余裕あるからもう少し脳ドックのPRをしてあれすれば、もっとやはり受ける希望者がいるんじゃないかっていうふうに思っているんですよ。その辺の実態がどうなのかっていう部分が一つ。

それと、一般会計の33ページ。これで、公営住宅の建設費なんだけれども、入札減で5,900万円不用額、そして国庫補助が6,300万円、そしてそれに一般財源と地方債が350万円増えたって。これ入札執行残ってというか、入札はもうすでに終わっているわけだ。いまこの時点で、地方債をあれしなければとても工事請負費の減額になって、歳入絡みのある交付金って補助金が何らかのあれで減額になって、起債で補填するんだっていうことなのかどうかっていうのがちょっとこの数字だけ見ればわからない。

それと、先ほど31ページ、一般質問でもありました除雪の関係なんですけれども、町道の管理委託4,300万円ほど減額になっています。この差し引いた部分が最低保証の金額だよと思っています。ただやはり、使用料賃借料の重機の借上の部分からすれば、重機の借上は町道の委託管理よりかなり食い込んでいるんですよ、予算が。それで、町道の除雪の稼働日数、最低保証は例えば15日っていうことで日にちが決まっているけれども、例えばこれまで11月から雪が降って10日しか稼働しなかったのか、14日なのか15日マックスなのかっていう部分がやはりこれは、最低保証で15日だからって言うんでなくて、今日まで降雪によって重機の出動が何日稼働したとか、やはりそういう部分の資料も付けるべきだろうというふうに考えるんですよ。ただその辺、重機の借上と町道の管理委託その関係、稼働日数含めた部分でちょっと。

それともう1点が22ページ、負担金で社会福祉協議会の補助金が180万円減額になっている。

これは、確かに社会福祉協議会の事務長を町の職員が出向しているってことからすれば、多少やはり精算行為として出てくるのかなというふうに思っています。ただ、心配なのは担当はよくわかると思うんだけど、社会福祉協議会の収支、我々最近ちょっと社会福祉協議会の実態を把握していないんですが、当初の話だったら基金の繰り入れを取り崩しての運営でなければ、社会福祉協議会の収支のバランスがとれないってそういう認識をしていたものですから、それであれば補助金の精算行為の時に、もう少しやはり町として補填してもいいんでないかっていう考えのもとでの意見も含めた担当としての答えをいただきたいと思います。

**○議長(又地信也君)** 4点ほど質問がありました。

1点目、答弁をお願いいたします。

町民課長。

**○町民課長(吉田廣之君)** 簡易脳検診の受診者数の関係ですけれども、予算件数っていうのは100件ということで、組んでおります。実績につきましては、75件ということで、25件ほど予算に達していないということでもありますけれども、これは委託先はありますけれども、締め切りを行った時に、若干まだ余裕があるということで、少し延ばしております。ですけれども、最終的には75件で終わったということで、今回27万円ほど。1件、1万800円ですけれども、27万円ほど減額をしたということです。

**○議長(又地信也君)** 質問の2番目。



建設水道課長。

**○建設水道課長(構口 学君)** 33ページの公営住宅の建設、港団地にかかる件だと思えますが、これに関しましては、執行残だけではなく、事業費も結構大きいということもありまして、これは事業費の精査もした中で、これだけの残額というふうになっております。

次に、31ページの除雪の減額に関する部分です。

これに関しましては、最低保証の単なる差っ引きではございません。当初、この補正予算計上は1月末現在くらいで設定していたんですが、いま現在きょう現在、執行日数としては約7日程度。程度というのは、これ時間とかあと台数が全て動かない時もありますので、そういったことをごさいます。ですから、最低保証の金額にはなりませんので、この差っ引きは最低保証プラス、アルファの分の日数分の計上額になっております。以上です。

**○議長(又地信也君)** もう1点、どなたですか。

保健福祉課長。

**○保健福祉課長(羽沢裕一君)** 22ページの木古内町社会福祉協議会の補助金について、お答えいたします。

この補助金につきましては、社会福祉協議会の人件費に対する補助ということで、ご理解ください。運営に対する補助ではございません。6月から町から事務局長を派遣しております。その際に、社協の事務体制が3名から2名ということで、2名とプラス町からの補助の3名ということで、派遣ということで、3名で行っておりますので、その減った1名分の人件費をこの補助金として減額をするものです。以上です。

**○議長(又地信也君)** 9番 竹田 努君。

**○9番(竹田 努君)** 社協の人件費、それは理解します。ただ、心配なのは社会福祉協議会の決算というか、収支の中でどうなんだっていうそういう心配しているんですよ。ですから、今年度の決算見込みが例えばプラスですよ、プラスというか黒字ですよということであれば、ああそうですかっていうことになるだけけれども、そうでなければいろんな。今回、減額している部分は人件費だから、それはそれなんですけれども、やはりそうなれば運営補填だって今度考えていかなきゃないっていうふうに思うんですよ。そのことで収支見込みがもしわかるのであれば、出してもらう。

それから、公営住宅の関係だけれども、これ入札執行残と事業費の精査、それであれば例えば入札減がいくらで、事業の精査がどうなんだっていうふうに説明してもらわなければ。

そして、なぜこの時期に起債を受けなきゃないって。補助金の対象にならなかったから、例えば起債で充当することになったのかどうなのかっていうことを私は、率直なところを聞いているんですよ。別にこれがそれで正しいっていうことであれば、それで了解します。だから、その辺が求めている部分と答えていただいているのとちょっと違うのかなって思ういがあるものですから。

それから、除雪の最低保証、先ほど課長の説明では、今日まで7日の稼働があったと。そして、最低保証の15日とあわせれば、22日間分を支払うということなの。我々の理解は違うんだ。最低保証はあくまでも15日、6割りの保証しますよっていうふうに受け止めている。

ただ私達、委託契約、契約書も見えないしわからないんだ。いま先ほどの一般質問で議論あったように、6割り保証だよと。それは15日ですよと。それは重機によっていろいろ、大きさによって単価は違います。その単価掛ける日の時間、そして日数が15と、私はそう思

っていた。そうしたら15日プラス、いままで稼働して動いた部分の7日を精算するったらちょっとおかしくないかい。町長、その辺どうだろう。私はあくまでも15日だと思っている、最低保証は。それに、プラス稼働した部分をプラスするったら22日、先ほど一般質問で議論した部分とかなりかけ離れているような気がするんだけど、その辺実際はどうなの。どっちが正しいの。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時31分  
再開 午後4時32分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) まず、除雪の件につきましてです。この減額の額につきましては、最低保証15日分ではなくて、いま実際稼働日数が7日間しております。その中で、約22日分稼働できる予算額ということで、今回その分を減額しております。以上です。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 若干、ちょっと補足させていただきますと、竹田議員おっしゃるように、予算上は当初7時間の台数の25日分を予算取ってしまして、11月頃契約して稼働がはじまるんですけども、これまでに実質動いたというのは建設水道課長申し上げたとおり、7日間稼働していると。実際は最低保証は15日間と決めていますから、このあとさらに何日か出るかとかは別として、15日分についてのみ払うということで、その分を残して残りを今回、いわゆる当初25日分として今回15日とすれば、概ね10日分前後を補正させて落とさせていただいて、業者さんについては1台あたり15日分を支払うということにしております。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) それであれば、いま説明したように15日の最低保証の期間、日数だけを言えば。そして、いままでの稼働が7日、先ほどの議論でないけれども、8日間余裕あるわけだ。そうしたらやはりもうちょっと、いまもう雪はほとんどなくなりましたけれども、やはりその辺はその予算の範囲内で、もうちょっと効率よく業者さんをお願いして動かしているような細かいところまで除排雪をするだとか、そういう配慮が私は必要でないのかなと思います。業者さんにすれば7日しか出ない、1日も出ればそれだけ経費かかるわけだから、なるべく出ないほうが15日は保証も担保されているわけだから良いと思うんだけど、ただ町とすれば住民サービスの観点からすれば、もう少しやれることがあったのではないかなといういま思えば。ただ、いまこんなに暖かくなればすぐ毎日1日ごとに雪山はなくなってくるから、今後の一つのこういう雪の少ない年の大きな課題だろうというふうに思っています。

だけれども、どうも公営住宅のやつはしっかりしないんだよね。これ、なんか精算の入札減だとかそういう資料っていうの現課では作っていないんだろうか。ただやはり、今回の350万円の起債がなぜっていう部分がきちんと答えてもらっていない。

○議長(又地信也君) 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後4時36分  
再開 午後4時45分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁は、総務課長。

○総務課長(若山 忍君) 港団地の建替工事なんですけれども、今年度と来年度にまたがって、更新事業でまづ行っています。その中で、補助申請等を行ってきたんですけれども、建物の補助基本額というものがあまして、それに対する補助率が決定されていて、この間、事業費に対する補助を当て込んで予算は取っていたんですけれども、今回の事業費に対する補助の精査をされたところ、今回の提示の補助額が決まったものですから、それにあわせてまづ歳入のほうの補助金は6,300万円の減額と。一方で、歳出のほうも入札終わって固まっていますから、それに見合って財源が足りなくなったということで、その分を起債を借りてそれに充当すると。起債については、今年度事業として借りなきゃならないものですから、起債の額が年度末になったこの時期になったということで、今回あわせて補正させていただいたところです。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

先に討論に入る前に、16時45分が過ぎましたので、時間延長についてお諮りいたします。

日程第16まで、審議をしたいと思います。それ以降は、後ほど皆さんに延会を諮りたいと思います。

それでは、審議を続けます。

最初に、議案第11号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第11号 平成31年度木古内町一般会計補正予算(第11号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第12号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第12号 平成31年度木古内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、原案のと

おり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第13号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号 平成31年度木古内町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第15号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号 平成31年度木古内町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第16号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第16号 平成31年度木古内町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第17号について討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第17号 平成31年度木古内町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 延 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、したがって、本日は、これで延会することに決定をいたしました。

本日は、これにて延会といたします。

なお、明日の本会議は9時30分から開会したいと思います。

以上で、本日の会議を終了いたします。

( 午後4時51分 延会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 3月 5日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 新井田 昭 男

署 名 議 員 相 澤 巧

令和2年 3月 6日(金) 第2号

- 開会日時 令和 2年 3月 6日(金曜日) 午前 9時30分  
○ 休会日時 令和 2年 3月 6日(金曜日) 午前10時10分
- 

・出席議員(9名)

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
4番	吉田裕幸	8番	廣瀬雅一
5番	安齋彰	副議長	9番 竹田努
		議長	10番 又地信也

---

・欠席議員(なし)

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	若山忍
税務課長	加藤隆一
会計管理者	加藤隆一
町民課長	吉田広之
保健福祉課長	羽沢裕一
保健福祉課包括ケア推進室長	武藤一郎
まちづくり新幹線課長	木村春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	大山進
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	平野弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
教育長	野村広章
生涯学習課長	吉田宏
給食センター長	吉田宏
農業委員会事務局長	片桐一路
代表監査委員	柿崎重朋

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田伸一
議事担当主査	堺泰幸

令和2年第1回木古内町議会定例会議事日程

第2号 令和2年3月6日(金)

午前9時30分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		行政報告
3	議案 第14号	平成31年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
4	議案 第19号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
5	議案 第22号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
6	議案 第23号	民法改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
7	議案 第24号	渡島公平委員会規約の一部を変更する協議について
8	議案 第18号	木古内町小規模多機能型居宅介護施設の設置及び管理に関する条例制定について
9	議案 第20号	木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
10	議案 第21号	木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
11	議案 第1号	令和2年度木古内町一般会計予算
12	議案 第2号	令和2年度木古内町国民健康保険特別会計予算
13	議案 第3号	令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算
14	議案 第4号	令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算
15	議案 第5号	令和2年度木古内町簡易水道事業会計予算
16	議案 第6号	令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計予算
17	議案 第7号	令和2年度木古内町介護保険事業特別会計予算
18	議案 第8号	令和2年度木古内町介護サービス事業特別会計予算
19	議案 第9号	令和2年度木古内町下水道事業特別会計予算
20	議案 第10号	令和2年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算



( 午前9時30分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

- 議長(又地信也君) ただいまから、令和2年第1回木古内町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員は9名でございます。  
よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。  
ただちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

- 議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。  
8番 廣瀬雅一君、9番 竹田 努君。以上、2名を指名いたします。

## 行 政 報 告

- 議長(又地信也君) 日程第6 行政報告。  
町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。  
町長。
- 町長(大森伊佐緒君) 1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策について。  
学童クラブ及び保育園の感染予防対策につきまして、昨日(3月5日)議会本会議終了後、協議検討を行いましたので報告いたします。  
学童クラブにつきましては、3月8日(日)までの臨時休業としております。  
この期間を3月24日(火)まで延長した場合、子どもの生活に与える影響が大きいことや、ご家庭の負担が増えることから、臨時的に開所することといたします。  
開所する期間は、3月9日(月)から3月24日(火)までとしております。  
25日(火)以降につきましては、改めて検討を行います。  
利用ができるかたは、登録済み、未登録にかかわらず、ご家庭でどうしても家族や親戚宅などで保育ができない場合としております。  
なお、小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援につきまして、放課後児童クラブや保育園についても該当することが確認されました。  
保育園につきましては、学童クラブの方針決定とあわせることとします。  
以上で、行政報告を終わります。
- 議長(又地信也君) 町長より行政報告がありましたが、質疑ございませんか。  
9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 急遽、現在、雇用というか契約しているかた以上の人数が要するのではないかなというそういう気がするんですけども、その辺は現状のいま抱えているスタッフで間に合うというふうに思っているのか、再度、公募等するっていう考えなのかどうなのか。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(大森伊佐緒君) 学童クラブは現在、5名のスタッフで対応しております。ローテーションを持って対応しておりますが、今回の件につきましては、あくまでもご家庭で保育が難しいというかたに限っておりますので、人数的には児童の数は少なくなると判断しております。きょうが受付ということになっておりますので、きょうを見て、また対応を判断していきたいと思っております。

○議長(又地信也君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

#### 議案第14号 平成31年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)

○議長(又地信也君) 日程第3 議案第14号 平成31年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野 泰君) ただいま上程となりました、議案第14号 平成31年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。

資本的収入及び支出 第2条は、本年度予算第4条に定めた予定額におきまして、資本的収入 第1款 資本的収入 第1項 企業債で100万円を減額し、その総額を6,840万円とするものです。

資本的支出 第1款 資本的支出、第1項 建設改良費で261万9,000円を減額し、その総額を1億2,192万4,000円とするものです。

支出の主な補正内容は、事業費確定見込みによる減額補正です。

なお、詳細につきましては、建設水道課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 詳細説明をお願いいたします。

建設水道課長。

○建設水道課長(構口 学君) それでは、私のほうから議案第14号について、ご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

資本的支出から説明をさせていただきます。

1款 資本的支出、1項 建設改良費、1目 営業設備費、節 メーター購入費 10万円の減額と、工事請負費 171万6,000円の減額は、今年度交換いたしましたメーターの購入費と

取替工事の執行残となっております。

3目 施設改良費、節 工事請負費 40万7,000円の減額は、木古内浄水場低区配水流量計更新工事の執行残、委託料 39万6,000円の減額は、木古内浄水場紫外線装置等実施設計業務委託も同じく執行残となっております。

次に、資本的収入を説明させていただきます。

戻りまして、7ページになります。

1款 資本的収入、1項・1目・節 企業債 100万円の減額については、説明欄に記載しております、各事業費の確定による起債の借入額の調整によるものです。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第14号 平成31年度木古内町簡易水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議案第19号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(又地信也君) 日程第4 議案第19号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第19号 固定資産評価審査委員会の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、本条例第6条に規定する、法律名の改称に伴い、改正するものでございます。

資料番号1、議案説明資料2ページでございます。

条例第6条に規定する、「行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律」が、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改称されたことに伴い、本条例第6条を改正するものでございます。

附則として、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第19号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 議案第22号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第5 議案第22号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第22号 成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年後見人及び、被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に、不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る、欠格条項、その他の権利の制限に係る、措置の適正化等を図るための、措置を講ずるものでございます。

改正内容や詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(若山 忍君) それでは、議案第22号につきましてご説明いたします。

このたびの条例改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例を整備をするものです。

成年被後見人等を理由に印鑑登録等の制限をしないよう改正するもので、第1条は木古内

町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正、第2条では職員の給与に関する条例の一部改正、第3条は木古内町嘱託員の設置に関する条例の一部改正となっております。

資料番号1、議案説明資料の10ページをお開き願います。

第1条関係の木古内町印鑑の登録及び証明に関する条例では、第2条第2項に印鑑の登録ができないものとして「成年被後見人」とされていますが、これを「意思能力を有しないもの」に改めるものです。

続いて、資料12ページをお開き願います。

第2条関係の職員の給与に関する条例では、地方公務員法において、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項等の制限に係る措置の適正化が図られたことに伴い、本条例についても欠格条項を削除するものです。

次に、資料15ページをお開き願います。

第3条関係の木古内町嘱託員の設置に関する条例では、同じく欠格条項から、「成年被後見人又は被保佐人」を削除するものです。

議案に戻りまして、この条例は、公布の日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。ご審議よろしくお願いいいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第22号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議案第23号 民法改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第6 議案第23号 民法改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第23号 民法改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、民法の改正に伴い、「木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例」及び「木古内町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」の一部を改正するものです。

現在、公営住宅等に入居する際には、連帯保証人が必要となりますが、全国で身寄りのない高齢者などで、連帯保証人の確保が困難なことにより、公営住宅に入居できないといった事態が増加しております。

このことから、当町においても、連帯保証人を不要とする条例改正を行うものでございます。

また、北海道においても連帯保証人を不要とする条例改正を行う予定でございますので、当町の道営住宅との整合性を図ることになります。

改正内容や詳細につきましては、建設水道課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 建設水道課長。

**○建設水道課長(構口 学君)** それでは、議案第23号について、ご説明いたします。

資料番号1、16から18ページが改正に係る新旧対照表となっておりますので、こちらで説明したいと思います。

まず本条例は、民法の一部を改正する法律が平成29年5月に公布されました。これに伴い、債権等に関する規定の見直しが行われまして、本年令和2年4月1日から施行されることを踏まえ、これに関連する条例「木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例」「木古内町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例」の二つを一部改正するものです。

それでは、資料のほうで説明いたします。

16ページになります。

まずこちらが、木古内町公営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の新旧対照表でございます。

まず、第11条に入居の手続き、第18条に督促、第39条に公営住宅の明渡請求、18ページになります。

こちらのほうは、木古内町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の新旧対照表でございます。

これにつきまして、第9条に入居の手続き、第14条に家賃等の督促、第17条に届け出の義務、それぞれ条例の条項削除に伴い、項ずれ及び文言を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行することとし、施行前日前に提出された請書については、従前の例によることとなります。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第23号 民法改正に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

### 議案第24号 渡島公平委員会規約の一部を変更する協議について

○議長(又地信也君) 日程第7 議案第24号 渡島公平委員会規約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程となりました、議案第24号 渡島公平委員会規約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

資料番号1 議案説明資料の19ページに新旧対照表を記載しておりますので、ご参照願います。

このたびの規約の変更につきましては、地方自治法第252条の7第2項の規定により、令和2年3月31日をもって、「山越郡衛生処理組合」が渡島公平委員会から脱退することから、本規約を変更するもので、別表から「山越郡衛生処理組合」を削除するものでございます。

附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第24号 渡島公平委員会規約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 予算・関連議案一括議題

### 議案第18号～議案第21号

### 議案第1号～議案第10号(令和2年度各会計予算)

○議長(又地信也君) 日程第 議案第18号ほか12件については、令和2年度各会計予算と関連がありますので一括議題といたします。

一括議題の議案については、議会事務局長から朗読をさせます。

議会事務局長。

○議会事務局長(福田伸一君) それでは、朗読をいたします。

日程第8 議案第18号 木古内町小規模多機能型居宅介護施設の設置及び管理に関する条例制定について、日程第9 議案第20号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、日程第10 議案第21号 木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、日程第11 議案第1号 令和2年度木古内町一般会計予算、日程第12 議案第2号

令和2年度木古内町国民健康保険特別会計予算、日程第13 議案第3号 令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算、日程第14 議案第4号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算、日程第15 議案第5号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計予算、日程第16 議案第6号 令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計予算、日程第17 議案第7号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計予算、日程第18 議案第8号 令和2年度木古内町介護サービス事業特別会計予算、日程第19 議案第9号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計予算、日程第20 議案第10号 令和2年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算。以上でございます。

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

ただいま一括議題としました13件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、令和2年度木古内町予算等審査特別委員会を設置するとともに、議長を除く全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議ないものと認め、ただいま一括議題としました13件の案件につきましては、本会議における提案理由の説明及び質疑を省略し、令和2年度木古内町予算等審査特別委員会を設置するとともに、議長を除く全議員を委員に選任し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。

次に、ただいま設置されました、令和2年度木古内町予算等審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議ないものと認め、令和2年度木古内町予算等審査特別委員会に対し、本議会から地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を付与し委任することに決定をいたしました。

これより、木古内町議会委員会条例第9条第1項の規定による、委員長及び副委員長の互選



を行うため、特別委員会の開催をお願いいたします。

暫時、休憩をいたします。

**休憩**           **午前 9時54分**  
**再開**           **午前10時09分**

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1回令和2年度木古内町予算等審査特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選が行われましたので報告いたします。

令和2年度木古内町予算等審査特別委員会委員長に6番 新井田昭男君、副委員長に7番 相澤 巧君。以上のおり互選された旨の報告がありましたので、お知らせいたします。

## 休 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) お諮りいたします。

ただいま設置されました、令和2年度木古内町予算等審査特別委員会の審査が終わるまで、本会議を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議ないものと認めます。

よって、令和2年度木古内町予算等審査特別委員会の審査が終了するまで、本会議を休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の会議を終了いたします。

どうも、ご苦労様でした。

( 午前10時10分 休会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 3月 6日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 廣 瀬 雅 一

署 名 議 員 竹 田 努

令和2年 3月12日(木) 第3号

- 開会日時 令和 2年 3月12日(木曜日) 午前10時50分  
○ 閉会日時 令和 2年 3月12日(木曜日) 午前11時06分
- 

・出席議員(9名)

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
4番	吉田裕幸	8番	廣瀬雅一
5番	安齋彰	副議長	9番 竹田努
		議長	10番 又地信也

---

・欠席議員(なし)

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	若山忍
税務課長	加藤隆一
会計管理者	加藤隆一
町民課長	吉田広之
保健福祉課長	羽沢裕一
保健福祉課包括ケア推進室長	武藤一郎
まちづくり新幹線課長	木村春樹
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	大山進
産業経済課長	片桐一路
建設水道課長	構口学
病院事業事務局長	平野弘輝
特別養護老人ホームいさりび事務長	東誠
教育長	野村広章
生涯学習課長	吉田宏
給食センター長	吉田宏
農業委員会事務局長	片桐一路
代表監査委員	柿崎重朋

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	福田伸一
議事担当主査	堺泰幸

令和2年第1回木古内町議会定例会議事日程

第3号 令和2年3月12日(木)

午前10時50分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議長諸報告
3		令和2年度木古内町予算等審査特別委員会報告
4	発議案第1号	議会閉会中の所管事務調査について
5	決議案第1号	「民族共生の未来を切り開く」決議
6		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

( 午前10時50分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) 定刻になりましたので、ただいまから3月6日に引き続き、会議を開会いたします。

ただいまの出席議員は9名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

1番 平野武志君、2番 手塚昌宏君。以上、2名を指名いたします。

## 議 長 諸 報 告

○議長(又地信也君) 日程第2 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配付のとおりでありますので、これを省略いたします。

## 令和2年度木古内町予算等審査特別委員会報告

○議長(又地信也君) 日程第3 令和2年度木古内町予算等審査特別委員会報告。

令和2年3月6日開催の令和2年第1回木古内町議会定例会において設置されました、令和2年度木古内町予算等審査特別委員会の報告を求めます。

令和2年度木古内町予算等審査特別委員会 委員長 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 6番 新井田昭男です。

令和2年3月12日 木古内町議会議長 又地信也様。令和2年度木古内町予算等審査特別委員会委員長 新井田昭男。

令和2年度木古内町予算等審査特別委員会報告書。

令和2年第1回木古内町議会定例会において、本委員会に付託された下記案件は、審査の結果、別記のとおり意見を付して決定しましたので、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

記 1. 会議開催状況。

会議開催状況は記載のとおりでございます。

2の付託案件でございます。

議案第18号 木古内町小規模多機能型居宅介護施設の設置及び管理に関する条例制定について、議案第20号 木古内町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第21号 木古内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、議案第1号 令和2年度木古内町一般会計予算、議案第2号 令和2年度木古内町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和2年度木古内町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号 令和2年度木古内町国民健康保険病院事業会計予算、議案第5号 令和2年度木古内町簡易水道事業会計予算、議案第6号 令和2年度木古内町高齢者介護サービス事業会計予算、議案第7号 令和2年度木古内町介護保険事業特別会計予算、議案第8号 令和2年度木古内町介護サービス事業特別会計予算、議案第9号 令和2年度木古内町下水道事業特別会計予算、議案第10号 令和2年度木古内町介護老人保健施設事業清算特別会計予算。以上、13件はいずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、審査所見でございます。

令和2年度各会計予算10件並びに予算関連議案3件について、3月6日から12日の日程で慎重に審査を行った。

一般会計予算額は、歳入歳出それぞれ前年度より4億7,189万円（-10.6%）減の歳入歳出それぞれ39億8,448万円とし、町長選挙を控えた骨格予算編成となっている。また、特別会計、企業会計をあわせた全会計では、2億3,597万円（-2.7%）減の84億779万円となっている。

骨格予算とはいえ、最重要課題の人口減少対策や一次産業振興策、医療・福祉対策など、早急な対策が必要な施策については、当初予算への計上も必要と考える。今後の政策予算については、補正予算での計上となるが、打ち出される政策予算がイノベーション革新的概念の下、各委員会等での議論を踏まえた施策であるよう強く期待する。

また、令和3年度の高規格幹線道路函館・江差自動車道木古内インターチェンジ開通による、さらなる交流人口や移住・定住人口の増加が期待される。これを契機とし、木古内町の特性を活かしたまちづくりを望む。

また、各事業展開の中、引き続き国や道の地方財政支援策を有効活用し、町民が安心して住み続けられる町を念頭に、当町の抱える諸課題の解決に向け鋭意努力されたい。

令和2年度木古内町予算等審査特別委員会による審査の中で以下のことについて意見を付す。

1. 木古内町教育委員会所管の木古内町中央公民館は避難所として指定されており、また、町内外からの利用者数も多い施設である。正面玄関前の段差や雨漏りの解消及び講堂の音響設備については、利用しやすい施設の維持と危険回避のためにも早急な措置を講じられたい。

2. 当町の介護分野における人材不足は、木古内町特別養護老人ホーム「いさりび」を含む介護施設では、大きな課題である。

また、令和3年度に開所する木古内町小規模多機能型居宅介護施設においても同様のことが懸念されることから、各施設での人材確保に向け鋭意努力されたい。

3. 当町の最重要課題である人口減少対策においては、平成31年度が最終年度である第1期木古内町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、毎年同様の事業が展開されており、大きな

成果を得られていないのが現状である。

今後の人口減少対策においては、費用対効果をしっかりと検証の上、事業の見直しや新規事業の展開等、実効性のある施策を求める。以上でございます。

**○議長(又地信也君)** 令和2年度木古内町予算等審査特別委員会委員長の報告が終わりましたが、この特別委員会は議長を除く全議員による委員会でありますので、質疑、討論を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議ないものと認めます。

ただいま、委員長から報告がありましたとおり、令和2年度木古内町予算等審査特別委員会に付託した案件は、全て原案のとおり可決です。

お諮りいたします。

令和2年度木古内町予算等審査特別委員会に付託いたしました、議案13件につきましては、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、委員長報告のとおり可決することに決定をいたしました。

#### **発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査について**

**○議長(又地信也君)** 日程第4 発議案第1号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

#### **決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議**

**○議長(又地信也君)** 日程第5 決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番 廣瀬雅一君。

**○8番(廣瀬雅一君)** 8番 廣瀬雅一です。

決議案第1号 令和2年3月12日 木古内町議会 議長 又地信也様。

提出者 木古内町議会議員 廣瀬雅一、賛成者 木古内町議会議員 平野武志、同じく手塚昌宏。

決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議（案）について、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。

「民族共生の未来を切り開く」決議（案）。

アイヌ文化の復興・発展の拠点としてウポポイが（民族共生象徴空間）が北海道白老町ポロト湖畔に、4月24日誕生する。

先住民族アイヌを主題とした日本初の「国立アイヌ民族博物館」と「国立民族共生公園」などからなるこの施設は、国では年間来場者100万人の目標を掲げ、道内においては官民一体となって誘客活動に取り組んでおり、道内各地のアイヌ文化振興の取り組みや食・観光などの地域の多様な魅力とつなげることにより、国内外への総合的な情報発信の強化となり、国民理解の促進が大きく期待される。

また、北海道を訪れる観光客のさらなる増加は、新たな産業の創出・既存産業の活性化など相乗効果も期待されるところである。

よって、木古内町議会は、ウポポイ開設を機に、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現が図られ、北海道が魅力ある大地であり続けるため、木古内町民の協力を得て「民族共生の未来を切り開く」決意をここに表明する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、提出いたします。

議員の皆様のご賛同をよろしく願います。

**○議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

決議案第1号 「民族共生の未来を切り開く」決議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。



## 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(又地信也君) 日程第6 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにしたしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

## 閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第1回木古内町議会定例会を閉会いたします。

どうも、ご苦勞様でした。

( 午前11時06分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年3月12日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 平 野 武 志

署 名 議 員 手 塚 昌 宏

